

## 第18回鴨川府民会議 概要

第1 日時 平成24年6月1日（金曜日） 午後1時30分から4時30分まで

第2 場所 京都府公館レセプションホール

第3 出席者

### 【公募、有識者メンバー】

金田章裕（座長）、川崎雅史（副座長）、飯塚隆藤、石川一郎、小川遙、奥野佳和、川嶋瑛莉、久保明彦、金剛育子、杉江貞昭、高橋恭弘、田中真澄、土屋義信、土居好江、中村桂子、新川達郎、西野由紀、野口義晃、舟津麻子、松井成樹、松井恒夫、村島哲郎（座長・副座長以外五十音順）

### 【行政メンバー】

京都市 藤原倫也（建設局水と緑環境部河川整備課長）

京都府 中野隆文（京都土木事務所長）

### 【事務局（京都府）】

伊勢田敏（建設交通部長）、田井中靖久（建設交通部理事）、高野秀雄（建設交通部河川課参事）ほか

### 【一般傍聴 1名】

第4 内容

#### 1 開会

○田井中（京都府建設交通部理事）

それでは、定刻を少し越えてございますけれども、本日はお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。第18回鴨川府民会議を開催させていただきます。

本日の進行役を務めさせていただきます、京都府建設交通部河川課の田井中でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、開会に当たりまして京都府建設交通部長の伊勢田からごあいさつを申し上げます。

○伊勢田（京都府建設交通部部長）

京都府の建設交通部長の伊勢田と申します。本日は第18回となります鴨川府民会議にご出席賜りまして、ありがとうございます。

本日から第3期の府民会議のスタートとなります。公募の8名の新しいメンバーの方に入っていただきまして、第3期の府民会議をスタートさせていただきます。これから2年間、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

鴨川条例でございますが、鴨川を府民共有の財産として守り、また次の世代へと引き継いでいくということで平成19年7月に制定をさせていただきました。以来5年ほどが経過する中で、成果といたしましては、例えばバーベキューとか打ち上げ花火などの迷惑行為が大幅に減るといようなこと、またこの場でいろんなご意見をいただきながら環境の整備などもさせていただき、少しずつでございますけれども、いい川、いい公園になってきていることではないかというふうに考えております。

しかしながら、一方でまた、これから取り組んでいかなければならない課題も多く残されておりますし、時代の変化の中で新たに取り組んでいかなければならない課題も出てきております。こういった課題に、この第3期の府民会議を通じまして、さまざまご議論をいただき、またご意見、ご指摘をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。どうぞ忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は第3期の府民会議、最初の会議でございます。どうぞ活発なご議論をいただきますようお願い申し上げます。冒頭のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○田井中（京都府建設交通部理事）

次に、本日は、今部長も申しましたように第3期の公募メンバーの最初の会議でございますので、ご出席いただいております皆様を配布しております名簿の順に事務局からご紹介をさせていただければと思っております。その場合でご起立をいただきたいと存じます。

飯塚隆藤様でございます。

○飯塚

よろしくお願ひします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

石川一郎様については少しおくれられるそうでございますので、いらっしゃいましたらご紹介をさせていただきます。

小川遥様でございます。

○小川

どうぞよろしくお願いたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

奥野佳和様でございます。

○奥野

よろしくお願いたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

川崎雅史様でございます。

○川崎

川崎です。よろしくお願いたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

川嶋瑛莉様でございます。

○川嶋

どうぞよろしくお願いたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

金田章裕様でございます。

○金田

金田でございます。

○田井中（京都府建設交通部理事）

久保明彦様でございます。

○久保

久保でございます。よろしくどうぞお願いたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

今、石川一郎様がいらっしゃいましたので、石川一郎様でございます。

金剛育子様でございます。

○金剛

よろしくお願いたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

杉江貞昭様でございます。

○杉江

杉江でございます。よろしくお願ひします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

高橋恭弘様でございます。

○高橋

高橋でございます。よろしくお願ひいたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

田中真澄様でございます。

○田中

よろしくお願ひします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

土屋義信様でございます。

○土屋

土屋でございます。よろしくお願ひいたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

土居好江様でございます。

○土居

土居でございます。よろしくお願ひいたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

中村桂子様でございます。

○中村

中村です。よろしくお願ひします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

新川達郎様でございます。

○新川

よろしくお願ひいたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

西野由紀様でございます。

○西野

西野と申します。よろしくお願いいたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

野口義晃様でございます。

○野口

野口です。よろしくお願いいたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

舟津麻子様でございます。

○舟津

よろしくお願いいたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

松井成樹様でございます。

○松井（成）

松井でございます。よろしくお願いいたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

松井恒夫様でございます。

○松井（恒）

よろしくお願いいたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

三谷桂和様は本日ご都合により欠席でございます。

村島哲郎様でございます。

○村島

村島でございます。よろしくお願いいたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日出席の行政メンバーをご紹介します。京都市建設局水と緑環境部河川整備課長の藤原倫也様でございます。

○藤原（京都市建設局水と緑環境部河川整備課長）

よろしくお願いいたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

京都府京都土木事務所長の中野隆文でございます。

○中野（京都府京都土木事務所長）

中野でございます。よろしくお願ひいたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

続いて、京都府の出席者を紹介いたします。先ほどごあいさついただきました伊勢田建設交通部長でございます。

○伊勢田（京都府建設交通部長）

どうぞよろしくお願ひします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

私、建設交通部理事の田井中でございます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。そのほか、関係の職員が出席させていただいております。

議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきたいと存じます。本日は資料として、次第、出席者名簿、裏側に配席図になっているものでございます。それから、府民会議の開催要領を、1回目でございますので、お配りをしてございます。それと、資料1から10までをご用意させていただいております。不足等ございませんでしょうか。会議の途中でも結構でございますので、不足等ございましたら事務局にお申し出いただきますようお願いを申し上げます。

次に、先ほどから申しますように、今回が第3期の1回目でございますので、3期の座長の選出をお願いしたいと存じ上げます。鴨川府民会議の開催要領の規定により互選ということでございますが、事務局といたしましては第1期、第2期ともに座長をしていただきました金田様に引き続き座長をいかがかと思っておりますけれども、どなたかご意見はございませんでしょうか。それでは、杉江様、お願ひをいたします。

○杉江

鴨川を美しくする会の杉江でございます。いつもいろいろと皆さんご苦労さんでございます。やはり今事務局からご案内のとおり、金田先生に、できればまた座長という形でやっていただければありがたいと思っております。特に、金田様におかれましては鴨川についてのかなりのいろんなことに精通なさっておられるし、またいろんな懸案事項についても継続的なこともありますので、できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

それでは、今、金田様を座長にというご意見をいただいたところでございますが、皆様いかがでございましょうか。

○一同

異議ありません。

○田井中（京都府建設交通部理事）

それでは、異議もないようでございますので、金田様、改めて引き続き座長をどうぞよろしく願いいたしたいと存じ上げます。（拍手）

○金田座長

改めてというのと引き続きというのは、どちらが正しいのかわからないんですけども、ご指名でございますので、引き続き座長を務めさせていただきます。以前からご承知いただいている皆様には進行が大変下手だということをご承知の上だと思えます。新たにお加わりいただきました方々には、いろいろな御存じのところ、状況を踏まえまして、ご意見を賜りたいというのが趣旨でございますので、よろしく願いいたします。

今さら申し上げるまでもございせんが、京都は鴨川とともに存在し、ずっとあり続けてきたところでございます。これは不即不離のものでございますけれども、相互に市民のほう、府民のほうも鴨川に関心を持っていかないといけませんし、それから鴨川自体も可能な限り安全を確保するという必要もございせん。そのあたりの接点がどこにあるのかというようなことを、難しいところもございせんけれども、さまざまな観点からご意見をいただくというのが、この本来の鴨川府民会議の趣旨でございますので、どうぞよろしく願いをいたします。僭越ですが、しばらくの間また運営に務めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

ありがとうございました。

それでは、早速議事に入っていただきたいというふうに思っておりますが、議長は座長にさせていただくことになっております。また、座長から副座長をご指名いただくことにもなってございますので、副座長をご指名していただき、その上で議事の進行を、金田先生どうぞよろしく願いを申し上げます。

○金田座長

副座長につきましては、お手元に配られております府民会議の開催要領の第3条に座長及び副座長の規定がございまして、その第3項に「副座長は、メンバーのうちから座長が

指名し、座長に事故あるときは、その職務を代理する」ということになっておりますので、私のほうからお願いしたいと思いますが、これも引き続きで恐縮でございますが、川崎先生にお願いをできたらというふうに思っております。いかがでしょうか、よろしく。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

## 2 議事

### (1) 鴨川の整備について

○平成23年度の主な整備箇所について

○平成24年度整備予定について

○金田座長

そうしましたら、副座長もご承認いただきましたので、議事に入らせていただきたいと思っております。前回までの会議の議事のあり方をご記憶の方にとりましては、ちょっと様子が違うなという形になっていると思っております。つまり、議事と報告事項というのを以前まで区別して出していただいていたわけですが、しかし、報告事項もいろいろご意見をいただかないといけないという点では同じ扱いでございますので、特に別に報告事項と審議事項というのを区別するというのではなくて続けて掲載させていただいております。ちょっと様子が違うなというふうにお感じになったかもしれませんが、そういう趣旨でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事の(1)番目、「鴨川の整備について」でございます。丸が2つありまして、平成23年度の主な整備箇所と、平成24年度の整備予定についてであります。これは、2つ合わせて説明していただいて、その上でご意見をいただくということにしたいと思っております。よろしく願いします。

○木下（京都府建設交通部河川課）

河川課整備担当の木下でございます。よろしく願いします。座って説明させていただきます。

鴨川の整備について説明させていただきます。平成23年度の主な整備箇所ということで資料1-1をごらんください。鴨川の主な整備箇所としましては、最初に、拠点整備といたしまして三条大橋から四条大橋右岸、みそそぎ川沿いの高水敷整備を行いました。この区間については、三条大橋から四条大橋右岸の上流側の約半分の区間、延長約300mについて整備を行い、本年3月11日から利用できるようになっております。これまで凹凸があって玉石張りで歩きにくかった河川敷が、体に優しい土系舗装の通路やバリアフリー化や

芝生による緑化の整備により、今まで以上に多くの人々が快適に集い、憩い、利用する河川空間ができたものです。写真に、整備前と整備後の状況を載せております。整備後につきましては、真ん中に土系舗装の通路を設けまして、両側に芝生による緑化を図ったものでございます。

続きまして、2ページ目をごらんください。拠点整備といたしまして、西高瀬川背割り堤部の整備と合わせて河川改修を進めております。小枝橋から京川橋の右岸、約半分の区間について護岸整備を終えたところですので。上が整備前の状況でございます。下が整備後の状況でございます。下流側約半分の区間が整備できております。その箇所の整備イメージを一番下につけております。この箇所につきましては河川敷に広がりがありまして面的な整備ができること、さらに歴史的には鳥羽伏見の戦いの跡でもあったことから、歴史のランドマークとして、シンボルとなる桜を中心にさまざまな色の桜を植栽し、広がりのある河川空間を整備するというので整備を進めているものでございます。

続きまして、3ページ目をごらんください。こちら拠点整備と合わせまして河川改修を行っている勧進橋から水鶏橋右岸の護岸整備についてでございます。この区間につきましては、延長約700mの低水護岸の整備ができたということです。写真は、整備前と整備状況をつけております。このところにつきましては、写真の上のほうですね、阪神高速8号の京都線になりまして、下流側に水鶏橋が写っているところです。ここににつきましては、下の整備状況の写真を見ていただきたいのですが、できました低水護岸を矢印で引いてございます。この後、引き続いて高水敷整備並びに上の高水護岸というものを整備し、あわせて拠点整備を行っていく予定になっております。

続きまして、次のページをごらんください。治水対策として進めております中州管理でございます。23年度は二条大橋より上流の鴨川と高野川で実施しました。鴨川で実施しました区間につきましては出雲路橋から北大路橋の間でございます。この区間につきましては、中州の固定化が進んでいるということで、それを防止するためにさらに、また環境の激変的な変化を避けるようにして中州の除去を行っております。上の写真が北大路橋から下流を見たところでございます。同じく、下の写真は出雲路橋から北大路橋に向かって上流を見た写真でございます。整備前、整備後の状況を写しております。整備前は今年の11月21日の写真でございます。整備後の状況につきましては今年5月16日に写したものでございます。

続きまして、次のページをごらんください。こちらにつきましては高野川で実施しまし

た中州管理でございます。こちらにつきましては馬橋から松ヶ崎橋の間で中州の除去を実施しております。上の写真が松ヶ崎橋より下流から見た写真でございます、下の写真が馬橋上流側に向かって見た写真でございます。こちらにつきましても、除去前が11月21日に撮影したものでございまして、現在の状況は5月16日に写したものです、このようになっております。

続きまして、次のページをごらんください。中州除去に合わせまして、実験的な取り組みとしまして木杭や捨石などによる水制工を実施したものでございます。この取り組みにつきましては、昨年11月の第16回鴨川府民会議で提案をさせていただきまして実施した状況を、今回写真として掲載させていただきました。実施しました鴨川につきましては、北大路橋から出雲路橋の間で実施しております。北大路橋下流の写真につきましては、真ん中の中州の上流側に捨石を設けることによりまして、残された中州が流水に対して余り急激に洗掘なりそういうものを受けないようにということで、石を張っているものでございます。それから、写真につきましては、川岸が流水によって洗掘されないようにということで木杭や捨石によって保護しているものです。これらにつきましては、全区間に実施しているわけではなくて部分的に試験的に実施しているものですので、その施工箇所を下に図面として設置しております。部分的に設置しました捨石工並びに木杭工の設置位置を下の図面に載せております。水制工とはどういうものかということで、右下のほうに説明を載せさせていただきました。水制工につきましては、水の流れを川の中央に向けたり、水の勢いを弱めて護岸付近の深掘れを防ぐなど、河川の施設を守るためのものでございます。

同じく、実験的な取り組みとしまして実施した高野川についてでございます。次のページをごらんください。松ヶ崎橋から馬橋の間で実施しました。馬橋の上流側で捨石によるものを、写真のようなものを実施しました。上流側で、同じく護岸の洗掘を防止するというように捨石工を実施しております。これらいずれにつきましても、先ほどと同じように全区間で実施したわけではなくて部分的に場所を限定して実験的に取り組んでいるものです。上流側、上の写真につきましては、流れを川岸に寄せないように中央に寄せるようにという工夫と、捨石よりも下流については水たまりができるようにというような工夫をしたものでございます。

これらの実験的な取り組みにつきましては、今後モニタリングを進めていくということで、次の報告で合わせて説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上が23年度に実施しました主な箇所でございます。

引き続きまして、24年度整備予定につきまして資料1-2をごらんください。平成24年度の整備箇所につきましては、整備概要を1枚目に、2枚目にその箇所というものをつけてございます。1枚目の整備概要について順次説明させていただきます。公共空間整備としまして、高水敷を利用した散策やジョギングが楽しめるジョギングロードの整備、並びに鴨川の下流におきまして拠点の整備を進めておりますジョギングロード等の整備につきましては、3カ所で本年度実施を行います。上賀茂橋から北山大橋右岸につきまして、鴨川公園、土系による舗装、芝生広場などの再整備を予定しております。延長につきましては、約100mでございます。高野川の高野橋から蓼倉橋左岸につきまして、土系舗装を約200m予定しております。鴨川下流部の塩小路橋から東山橋左岸の高水敷につきまして、約900mのうち300mの整備を予定しております。

続きまして、拠点箇所の整備についてでございます。西高瀬川背割り堤部につきまして下流拠点の整備を予定しております。延長につきましては約200mでございます。この整備を終えまして、本年度末この拠点の整備を完了することと予定しております。堀川合流部につきましては、鴨川下流部拠点整備としまして歩道橋、橋梁の設置を行います。勸進橋から水鶏橋間の下流拠点整備につきましては、約900mの高水敷整備を行います。三条大橋から四条大橋右岸につきましては、昨年引き続きまして高水敷のバリアフリー化及び緑化整備を行いまして、本年度完了予定としております。

治水対策についてでございます。河川改修と中州管理を行っております。河川改修につきましては、勸進橋から近鉄橋右岸の低水護岸の整備500mを予定しております。堀川合流部については低水護岸の整備、それから西高瀬川の背割り堤部で低水護岸、高水護岸の整備を予定しています。

中州管理につきましては、3カ所予定しております。鴨川通学橋から西賀茂橋間でございます。それから高野川、高野橋から蓼倉橋間、それから鴨川、丸太町橋から二条大橋間、この3カ所で中州除去を予定しております。

それから、橋の下の空間利用としまして鴨川ギャラリーの試行を行います。場所につきましては、出町橋右岸と二条大橋右岸の2カ所でございます。

それから、報告なんです。護岸の補修としまして二条大橋右岸の上流側におきまして深掘れによる護岸の損傷が見つかりましたので、出水期までに護岸の応急的な復旧を行いまして、出水期明けに中州除去と合わせて護岸補修を実施することとしております。

以上、説明しました場所につきましては裏面に図面を載せておりますので、そちらで見

ておいてください。よろしくお願いいたします。

(2) 平成23年度中州工事に係るモニタリング・環境調査について

○高野（京都府建設交通部河川課参事）

失礼します。河川課の高野と申します。

議事の（2）の平成23年度の中州工事に係るモニタリング・環境調査というのがございますけれども、これもただいまの説明と連動しますので、申しわけないですけど、引き続き説明させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○金田座長

はい、わかりました。お願いします。

○辻田（京都府京都土木事務所）

失礼します、京都土木事務所の辻田と申します。座らせていただきます。

では、私より、議事のうち（2）の平成23年度中州工事に係るモニタリング・環境調査について報告させていただきます。お手元の資料2をごらんください。この資料の構成なんですけれども、これまでに中州の除去、中州管理の工事につきましては、平成21年度に4カ所、平成22年度に2カ所、平成23年度に2カ所の計8カ所実施をしておりますけれども、23年度についてはまだ施工直後でございますので、この資料につきましては平成21年度の4カ所分と平成22年度の2カ所分ということで資料をつくらせていただいております。1枚目の裏表が平成21年度分でございます、1枚目、2枚目ですね。22年度分がその次の表裏ということで構成しております。この左側の写真が、中州除去工事後の直後の写真が左側でございます、右側が5月16日と書いてありますが、現在に近い写真を載せているというところでございます。

1つつつ見ていきたいんですけども、まず1枚目の平成21年度施工箇所の二条大橋～四条大橋間、御池大橋下流の写真でございますが、このとき施工直後は全部ならした状況でございますが、右側、現在では中州が若干左岸側につき始めております。しかしながら、断面阻害までは至っていないという状況が起きております。下にまいりまして、賀茂大橋～出町橋間、高野川としましては河合橋まで、これを賀茂大橋の上流側を向いて撮った写真でございますが、存置した中州が一部なくなっている部分、真ん中のちょっと小さい赤の点線の分ですけども、その分がありまして、飛び石の下については少し中州が発達して礫の河原が若干できておるという状況でございます。

めくって裏を見ていただきまして、御菌橋～西賀茂橋、御菌橋上流の写真でございます

が、これにつきましては落差工の下の中州が少し、ちょっと構図が違うんですけど、伸びておるといふ状況でございます。次、4カ所目の高野橋～馬橋、松ヶ崎人道橋下流の写真でございますが、左側が施工直後です、真ん中に中州を残して、両側に水路をつくっていただんですけども、現在ではかなり広い礫の河原になっておりまして、ほとんどの水が左岸側を流れているという状況になってございます。

続きまして、次のページを見ていただきまして、ここからが平成22年度施工箇所の写真でございます。丸太町橋～荒神橋の間の荒神橋下流の写真ですけども、左側の青の点線で囲んだところ、ここはならして何もなかったんですけど、そこに中州が若干つき始めてございます。その下の写真、丸太町橋～荒神橋の間の荒神橋上流、真ん中辺の青の囲んだところに、両側2本の筋のように中州を残したんですけど、両側にわたるように中州が若干つき始めておるといふ状況でございます。

めくっていただきまして、次に賀茂川通学橋～庄田橋、これは柗野堰堤より少し下のあたりになるんですけども、志久呂橋下流の写真でございます。掘削直後は左側のような状況で掘削をいたしました、右側、存置した中州が発達して、かなり広い礫の河原が発生したというところでございます。次、下を見ていただきますと、同じ間で志久呂橋の上流の写真ですけども、掘削直後は土の部分が出ておったんですけど、そこに砂利がついて礫の河原に変わったというようなことになっております。以上が、中州の掘削後の状況の変化ということでの資料でございます。

続きまして、次のページに「鴨川・高野川 中州等のモニタリングシート」というのがついているんですけども、これは何かと申しますと、これは先ほど木下のほうから説明させていただきましたように、平成23年度に木杭とか石とかで水制工のような実験的にやっただけのものを経過観察しようということで、このような体裁のシートをつくりました。これは例として1カ所分つけておるんですけども、これがほかの箇所の分についても主な箇所についてはつくってございまして、これをまた時期をおいて同じような用紙に記入して、どういうふうに変ったかを調べていきたいというようなものでございます。

1枚目が、つくったものの形、当初の形状等を描いておりまして、その時々でそれをスケッチして、こういうような周りに州がこんだけついたとか、これだけ掘れたとか、そういうことを描いてスケッチしたりとか、流速とか河床材料とか、変わった植生がこんなのがつかましたとかいうのを、そのたびに描いていったらどうかなということをつくったシートでございます。

次、めくっていただきまして裏側なんですけれども、同じように場所を決めて、同じ位置からの定点写真を撮って、周りの状況がどう変わったかというのがわかるような資料にしていこうと。一番下の左側にカワニナと書いてあるんですけど、これは施工直後ではございましたが、ここの箇所にかワニナの生息も認められたということでつけてございます。

続きまして、次のページの説明をさせていただきたいと思います。「中州除去工事に係る環境調査について」ということで、最初のページは調査位置図ということでしております、このうちオレンジ色の枠で囲んだ範囲が、これが平成21年度に中州除去を実施した箇所を含む調査箇所ということで、そのあたりを21年度に中州除去したということでご理解いただけたらと思うんですけど、AとBとCとDが21年度の箇所です。赤で囲んだEとFが22年度に中州除去をした箇所を含む調査区間ということでございます。緑で囲んだ区間が23年度の中州除去区間を含む調査箇所ということでございます。この中で、Aという区間については底生生物の事前調査が実施できておりませんのと、GとHについてはまだ施工直後でございますので、事後の調査結果はございません。念のために申し添えておきます。

次のページを見ていただきまして、次のページに環境調査についてということで、底生動物と書いてございます。これと、その次のページに棒グラフがついておりますが、この2枚で底生生物の調査結果をお示ししております。上の(1)調査地区については、先ほどの図面と同様でございます。具体的な橋の名前とか書いてあるだけでございます。

(2)については、中州除去の時期と調査時期、事前にこれだけして事後にこれだけしたというようなことが、調査時期がわかるような表示をしてございます。結果でございますけれども、まず底生生物の調査結果としましては、地区により相違はあるものの掘削直後に減少傾向を示しております。その後の増減傾向については、調査地区により異なった状況になっております。いずれの調査地区におきましても、カゲロウ目、トビケラ目、ハエ目が高い割合を示しておるという状況でございます。個体数につきましても掘削直後に減少傾向を示しております。その後は、調査地区によって増減傾向は異なってございます。こちらにつきましても、カゲロウ目、トビケラ目、ハエ目が高い割合を占めておるという結果でございました。結果の分析としましては、掘削直後は、生息場所の改変によりまして、種数や個体数ともに減少傾向を示したというふうと考えられます。特別な水環境を好む種、きれいな水を好むというような底生生物とか、比較的汚い水環境を好む種とか、移動性の低い固着型から移動性の高い遊泳型の生活様式の種が幅広く掘削前後において確認

されておりまして、生息域の多様性としては維持されているんじゃないかというふうに考えられております。

続きまして、植物の調査結果が1枚めくっていただいたところに書いてございます。これについても、左側に地区なり結果なりと、右側につきましては棒グラフでお示しをしております。これも調査地区については先ほどと同様でございまして、(2)の時期的にも同じような示し方をさせてもらっております。調査結果でございまして、総種数では掘削直後に調査地区のA、B、C、Dでは増加をしております。調査地区EとFでは、減少傾向を示しておるものの、ほかの地区と同レベルの種数が確認されております。これは右側のグラフを見ていただきますと、青が事前で、掘削前で、赤が掘削後の1年目、2年目とかなっておるんですけれども、A、B、C、Dは削前に比べて掘削後がふえましたということになっていまして、EとFについては若干減ってはおりますけれども100種程度は確認されていまして、これについてもおおむねA、B、C、Dと同じぐらいの100種程度が確認されているということで、横ばいというような意味で書かせてもらっております。次、外来種の割合でございまして、外来種については掘削直後はA、B、Cで増加傾向、D、E、Fで減少傾向、その後については増減傾向は異なるということで、そういう状況でございまして。③の調査結果の分析ですけれども、総種数では掘削直後に増加及び横ばい傾向を示しており、中州管理後の裸地に一年生草本が侵入・定着し、一定レベルの種数に増加、安定しているのではないかと考えてございます。

続きまして、次のページ、ホタルの飛翔調査結果ということで説明させていただきます。ホタルの飛翔調査でございまして、調査区間としましては、鴨川の丸太町橋～柵野堰堤までと、高野川の鴨川合流点～松ヶ崎橋の全域においてホタルの飛翔数を目視調査しております。調査時期については、昨年の23年6月13日、6月24日、7月1日の3日間を実施しております。同様の調査を今年度も実施する予定をしております。昨年の調査結果でございまして、まず鴨川でいきますと、上流から、柵野堰堤～北山までが29匹、北山～賀茂大橋までが20匹、賀茂大橋～丸太町までが7匹という状況でございまして。また、高野川につきましては松ヶ崎橋～高野橋までが18匹、高野橋～賀茂大橋までが6匹でございました。これは調査日のうち一番確認数が多かった6月24日のデータでございまして。その下に、参考になんですが、龍谷大学のホタルの調査をされてます遊磨先生のホームページによりまして、これが鴨川と高野川でかなり上流のほうなんですけれども、鴨川の柵野堰堤のまだ上のほうのあたりと高野川の八瀬のあたりで、毎年ホタルの観測数をホームページにアッ

プされていますのを載せさせていただいておるんですけれども、鴨川については平成22年度に100m当たり10匹、平成23年度に100m当たり3匹、高野川につきましては平成22年度に100m当たり14匹、平成23年度に100m当たり7匹ということでございます。下を書いてあるんですけれども、今回の調査結果としまして、初回調査でございましたので、その経年変化は不明でございますが、その辺でホタルを探しに来ている人とかの聞き取り調査もしますと、平成23年度は確認数は例年より少なかったなあというようなお話もありました。龍谷大学の調査結果によりまして、かなり上流のほうでの調査結果ですが、23年度の飛翔数はかなり少なかったなあというような結果でございます。なお、私どもによる調査結果を100m当たりの数字に直したものについて括弧内に記載させていただいております。

次のページに、ホタルの飛翔状況調査結果の位置図をつけておりまして、このうち青のハッチングをしているところが21年度に中州の除去を行った区間です。緑のハッチングをしているところが22年度に中州除去をした区間でございまして、赤といひますかオレンジでハッチングしているところについては平成23年度に中州除去をした箇所でございます、そういうこの鴨川、高野川の中で、このオレンジと緑と青の丸、この丸についてはホタルの確認できた位置というところで資料をつくっております。

続きまして、次のページ、ホタルの幼虫の生息状況調査ということでございますが、これにつきましては、昨年度の中州除去工事に先立ちまして、平成23年度工事実施予定箇所の一部区間においてホタルの幼虫の生息状況調査を自主研究の形として実施しました。調査箇所としまして、鴨川の北大路橋の下流と高野川の松ヶ崎橋の下流で実施しております。調査日時は昨年12月10日。自主研究の形としまして、ホタルの多いというような箇所について、ホタルの幼虫の調査をしたものということでございます。結果としましては、鴨川では、北大路橋下流の直下、落差工の直下の中州にホタルの幼虫が多数確認できました。高野川では、結構飛翔の情報は多かったんですが、その際に水性生物の気配も少なく、幼虫の確認はできませんでした。鴨川でも、隣の落差工の下ではホタルやカワニナは1匹も見つけられず、ほんの少しの環境の違いがホタルの生息に影響しているんじゃないかということを確認いたしました。

以上でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。23年度、それから24年度の状況を続けてご説明いただきました。多岐にわたりますが、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

初めての方もおられますので、ちょっと説明させていただきますと、この中州を除去するというのは、連続しないようにという条件と、それから、どこをとったらよくてどこがだめなのかということがはっきりわからないので、試みにモニタリング調査をやりながらやってみるということで、どこをどうするというものについては前回までにここでご提案をいただいて、それでやってみてモニタリング調査をしたらいいということになっているものであります。同じように、実験的に木杭とか捨石とかを入れて、中州とか護岸の固定をどの程度可能なのかということについても、両方の部分でこういったことをやってみるということで前回ご検討いただいて、その結果として試しているという状況のものでございます。

下流域のほうの整備につきましては、その範囲と、それから桜はどんな種類の桜がいいかというようなことまで既にご議論いただいて、これも進めているものでございます。それから、高水敷の三条～四条間のほうですが、これにつきましてもいろいろと見学にもまいりましたし、試行でこういうのはどうかということのご提案をいただきながらやっています。例えば、資料1-1の下のほうの写真にありますように、真ん中のちょっと陸側のところに通路になるような舗装部分をつくり、それから水面側のほうは多少広く緑をとってというようなことについても、この会議でご検討いただいた上でやっているという状況のものでございます。

結果がすべてわかったわけではないんですが、私の印象を先に言うのはへんてこですけれども、中州というのはやっぱり意外に動くものだなというのが正直なところの印象です。それをどのように考えて、どうしたらいいのかということに依然続けてモニタリングしていただくわけですが、ご質問いただく前に、ちょっと私が思いついてあれですが、確かに今21年度と22年度の実施分についてこういう写真をつけてご報告いただいているわけですが、23年度とか、こういう経験からいうと、完全なという結果はなかなか難しいと思うんですけれども、一定程度の見通しというのはどの程度の年数でできるというふうに、こういうデータを見てお考えのものなんですかということをご承りたいんですが。

○田井中（京都府建設交通部理事）

では、私のほうから。もともと始めさせていただくときに、おおむね10年ぐらいをワンサイクルにして、すべてとって様子を見ながらということでございました。二条より下流については、流下能力阻害が出たらすぐにとりますと。そういう意味でいいますと、まず二条～四条、ここだけが唯一必ずとるところでございまして、少しやはりたまり始めたの

かなと。ただ、今のところ深掘れのところとかとならしてみますと流下阻害まで出ていませんので、あと二、三年。ただし、これも21、22は御存じのように非常に出水の多かった年でございます、今年みたいに余り雨が降らない年ですと1年間でそんなに土砂が動きませんので、それなりの規模の雨が降って土分を運んでくると、ある程度の動きが、そこでだんだんわかってくるのかなというような感じで今のところ考えてございます。

○金田座長

ちょっとご説明を忘れましたが、新しくメンバーになっていただいた方々にはご説明しないといけないのですが、今のお話にちょっと出てきましたように、全体を幾つかの工区に分けて、10年のサイクルでいろいろやってみたらどうかという形でスタートしているというのが1つ大前提にあるわけですね。そして、今の話のように、特に二条と四条の間は全体をとるということでやっており、既に一部でき始めているということもありますが、今のお話のように今のところ大きな問題は出ていないという認識だということ。したがって、いずれにしましても、すべて結論が出ているわけじゃなくてということですが、何かご質問、ご意見などありましたらお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

○久保

鴨川納涼床協同組合理事長の久保でございます。大きな意味合いとしてはないんですけども、鴨川は時期によって水量が自然に変わるんですよね。鴨川の横で60年暮らしておりますからよくわかるんですけど、この比較の対象の写真なんですけれども、現在に近いほうにということで、この5月26日とか5月16日に撮っておられるんですけども、5月16日というところかなり水量が下がるときなんです。その前の2月26日とか3月16日という左側の写真は、まだ雪解けの水とかが入り込んでいて、水がある程度ある時期なんです。だから、対比されるんやったら、同じ時期を写真に撮られたほうが少しでも対比はしやすいと思います。もちろん多少はたまってきたらと思うんですけども、5月16日の中州の出方と2月26日の比較というのは、これは明らかに水の量が違うのは見てすぐわかりますので、その当たりのところをちょっと、ある程度同じ時期にやられたほうがいいんじゃないかなと思います。

○金田座長

はい。

○田井中（京都府建設交通部理事）

非常に貴重なアドバイスでございますので、現在の会議に近いところだと思っておりますが、当然水の量によって見え方も違いますので、できるだけよく似た水量のとき、様子がよく似たときを選んで、今後は比較させていただくように努力させていただきます。ありがとうございます。

○金田座長

はい、貴重なご意見ありがとうございます。季節変動などもあるから、それを十分に考慮するようにということでございますが、ほかに何か。

お願いします。

○高橋

済みません。幾つかあるんですけども、中州の除去と、それから資料1-1の木杭、捨石等の関係についてなんですけども、木杭、捨石等を設置することによって、中州あるいは寄り州ができなくなる、それをコントロールすることができるというふうなことでモニタリングをされてると思うんですけども、その辺は鴨川だけじゃなくて、他の道府県にある川、その川でもいろんな対策がされていると思うんですけども、その辺の他との情報交換みたいなことはされているのでしょうかというのが1つ。

それから、先ほど鴨川の水量の関係が出てきましたけども、水量と同時に、上流域の環境変化というのがこの部分についても出てくるのではないかと思います。例えば、今、鞍馬川で川幅が少し狭くなって道路が拡張されている工事もされてますし、あちこちでそういう工事がされております。あるいは、産業廃棄物処理場の微妙な変化というのもあります。そういう上流域の変化が中州除去あるいは木杭、捨石等の設置のモニタリングに関係してくるのではないかと思いますけども、その辺はどうでしょうかというのが1つ。

それと、中州除去に関して、前回、新規のメンバーに対していろいろレクチャーがあったときにヌートリアの問題が出ておりました。ヌートリアが生息しているのも恐らく中州とか寄り州ではないかと思うので、その辺との関係は今後どういうふうにお考えなのかということが、これが3つ目。

それから、もう一つ、4つ目になりますけども、24年度の鴨川、高野川の工事实施予定箇所というのがあって、写真がいろいろついてますけども、下流のほうについては、写真を見る限り、どうも緑が少ないのかなという印象を今のところ受けてます。舗装も、上流域の公園化のような舗装ではなくて非常にハードな舗装のように、勧進橋と水鶏橋のあたりなんかも見えるので、その辺はもう少し上流域のような情緒豊かな公園化の改良をして

いただいたほうが、全体としてはいいのではないかなというふうに思います。それから、ジョギングロードについても部分的に整備されるということなのですが、最終形はどういう形を目標にされているのか、その辺もお聞きしたいということが、ちょっと4つ、5つありますけども、済みませんが、お教えいただければと思います。

○金田座長

はい、お願いします。ほかの川の状況はどうなのかということと、上流の影響はどうなのかということと、ヌートリアの話と、それから下流のほうは緑についてと、それからジョギングロードについてですね。お願いします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

まず最初に、他の川についてでございますけれども、やはり河川工事でこういうふうにして浚渫とかする場合にはできるだけ気をつけております。ただ、鴨川クラスのところまで川幅のある川というのは府の管理河川ですとそんなに多くないようでございまして、ほかのところのことも参考にしながらということもございしますが、やはり川の場合はそれぞれの川の特徴がございます。特に鴨川のように薄く広く均質に流れているような川というのはそんなに多くございませんので、少し試行錯誤しながらやっていきたいなというふうに思っております。

それから、2つ目の上流のことでございますけれども、これは次のご報告で去年度の状況を少しご説明させていただきますけれども、やはり水量の関係につきましては影響が若干はあるのかどうか。ただ、今年は特に雨が降ってございませぬ。4月、5月、京田辺市あたりですと5月の降水量が10mmというふうに聞いてございますので、そういう降雨との状況もございまして、そういうところを見ながら、いろんな複合的な要因が絡み合っているのかなというふうに考えてございます。

それから、ヌートリアと中州の関係でございますけど、ヌートリアが存在しているのは存じ上げてございまして、今のところは特に農林被害等も出てございませぬので、えさやりなんかをされている方もおられると聞いておりますので、自然環境保護課と少しそういう啓発看板をまず設置するようなところからというふうに考えてございます。

それから、H24の箇所には緑がないというお話なんでございますけれども、例えば勧進橋、水鶏橋のところは、これからこの上の高水敷の整備を少しさせていただいていって、ここは、どちらかという、鴨川上流で行きますと、石張りになっている護岸のところをまずは整備させていただいておりますので、今年ぐらいからその高水敷のところを少しさせて

いただくので、できる限りの配慮はしていきたいと思っております。

それから、最後にジョギングロードでございますけれども、御池大橋より上をぐるっと回るルートについてはもう既に完成してございまして、これについては傷んでいるところを再整備しております。それに対しまして、七条より下流の南部につきましては、この1-2の後ろの図面をごらんいただきたいんですが、左側の2つ目に塩小路橋～東山橋という、これがちょうど疎水がありまして、師団街道があつて、鴨川があるところで、非常に高水敷が薄くて今まで歩けなくなったようなところをつないだりとか、あるいは先ほど言いました勸進橋、水鶏橋のあたりも高水敷を歩けなくなっておりますので、まずは拠点整備を中心にしながら、そういうつながってないところの拠点のところをつなげていくようなことを重点的にさせていただいているというような様子でございます。

以上でございます。

○金田座長

よろしいでしょうか。

お願いします。

○中村

ありがとうございます。今の高橋さんのご意見と重なる部分があると思うんですが、ここに整備前、整備後という写真を見せていただいています。川は川がつくるという言葉そのとおりだと思いながら見せてもらっています。日本野鳥の会の立場としましては、ここまでやっぱり中州とる必要があるのかなって、ちょっとつらい思いをしながら見せてもらってるんですけど、流下能力のことなんかも考えた上での対策だと思い、やむを得ないかなと思っております。

それと、先ほどもおっしゃったように、23年度の下流域、水鶏橋、低水護岸の整備が行われるようですが気にかかるところです。私たちは、源流から桂川合流までを歩き始めて、もう13年になります。下流へ向かうに従って、本当に殺伐としていて、参加者からも下流域は嫌やなという声が出ています。でも、これから楽しなる筈だから、整備後に期待しようと言っています。水陸移行帯の部分は一番大事な部分です。そういうところはセメント張りとかじゃなくて、北大路界限のように、移行帯の部分に石を置いたり、木杭とか捨石等による水制工など、例えここまでいなくても、水陸移行帯の部分だけはもう少し配慮をしていただけたらいいのになというふうに思います。

それと、23年度のジョギングロードですか、これはサイクルロードにもなりますよね。

小枝橋から京川橋右岸の下流域の計画書を見るとぞっとします。私たちがバードウォッチングをしていたり、こういう道を利用する人たちから見れば、私たち歩行者は単なる邪魔者なんですよね。「どけーっ！」って言われ、ものすごいスピードで走って来られます。これだけ素晴らしいジョギングロードができるということは、自転車で全力疾走できるように配慮されてるという風に思えて仕方ありません。途中で、段々等が施してあったら、少しはスピード落とせるのにと、そういった配慮を望むことは不可能でしょうか。

以上です。

○金田座長

この会議でも常々ご議論の出ている緑の問題と、それから中州の除去云々問題は野鳥だけではなく、他の生物との関係でもあります。それと、もう一つ、歩く方とジョギングや自転車をお使いになる方との共存関係が非常にいつも問題になるんですが、ちょっとそのあたりで何かございましたら。

○田井中（京都府建設交通部理事）

まず、緑の関係でございますけれども、今、上流側につきましては、白っぽく見えているのが何十年という月日を経て非常に川になじんできたような形でございます、我々としても、一たんこういうふうな形にしておりますが、これからこの前に州がついたりとか、いろんなことが始まってくると思っております、そういう様子を見ながら、今後も当然河床の掘削とかそういうのも一部必要になる区域もあるんですけれども、ここは築堤部になっているので、一たんはかたく防御しないといけないものですから、できるだけ早目に、そういう水陸移行帯を持てるようなところを、これからはちょっとまた勉強しながらやらせていただければと思っております。

それから、先ほどのものがございますけれども、必ずしもサイクリングのためというふうには思っておりません。この辺については今後とも配慮できることがあれば、少し配慮しつつやってみようとは思っております。

○金田座長

そのあたりにつきましては、またいろいろご検討いただいて、ご提案をお願いしたいと思います。また、この会議でもいろいろご議論いただかないと非常に難しい点でございますのでお願いしたいと思います。

それから、こちらのほうで。どうぞ。

○野口

新規に入りましたもので、ちょっと中州の管理ということがよくわからなかったんですけど、今いろんな方のお話をお聞きして大分理解ができました。ただ、治水対策としては、恐らく中州はないほうがいいんだと思うんですけども、治水だけの川じゃなくて、やっぱり生き物とか野鳥とか、そういうような関係で中州をある程度残さないかんという考え方が少し、この資料を見てると、あるようなんです。ところが、どの地域に、どの場所に、どの程度の中州だったら許されるのかとか、そういうようなことで治水対策上のことと、それから環境上の問題との接点といいますかね、調和というのか、何かそういう基本的な考え方というのがあるのかなというのがちょっと聞きたかったんですけど。

○金田座長

はい、ありがとうございます。どうぞ。

○田井中（京都府建設交通部理事）

それでは、基本的な考え方でございますけれども、区域を3カ所に分けてございまして、七条大橋より下流につきましては、これから、今は安全度が低いものですから、30年に1回の大雨に対応できるように河川を掘ったり、いろいろ治水対策をいたします。七条大橋より上流は、基本的な部分では30年に1回流す能力はございます。ただ、二条から七条間につきましては、余裕が全くないということでございまして、ここにつきましては、恐縮でございますけれども、そういう掘削というか流下阻害が認められ次第、全面的に除去をさせていただくということでご了解をいただいております。それから、二条大橋より上流の鴨川及び高野川につきましては、おおむね20%程度の余裕がございまして、その20%の余裕については配慮して残してまいりたいと。できるだけ寄り州、これもご議論をいろいろしていただいた上で、寄り州をとって中州の部分を残していこうと。ただ、砂利河原等を目指していきますので、残す中州につきましても表面の草等はできるだけ、鳥類とかの巣営、卵を産んだり、いろいろそういうことの影響がなければ、一たん固定化している土を動かすために、できるだけ草は刈り取りつつ中州は残していって、2割ぐらいを大体めどに残していこうというのが基本的な考え方でございます。

以上でございます。

○金田座長

それに関しましては今のよう基本的な考え方なんですけど、依然として状況が必ずしもはっきり我々としてはつかめるわけではないので、データをとりながら進めているという状況でございます。

はい、どうぞ。

○松井（恒）

済みません、松井です。何点かあるんですけども、治水を考える上で、この地図にあるように平成24年もされるわけですけども、もっと上流のほう、源流のほうから、鴨川のかなり上のほうから頭に入れていかないと、下ばかり、真ん中ばかり、いいところばかりやっても、観光客の方が来られるとか市民の方がよく歩かれるという場所だけじゃなくて源流から考えていかないと、治水自体が下まで下流まで影響すると思うので、やはり同時期的に、もっと上流のほうも考えていただけたらと思います。

それと、ジョギングロードですけども、私は歩くほうなんですけども、歩いているとジョギングをされている方とぶつかることが多いんですね。先ほど自転車とぶつかるという方もおられましたけども、やっぱり歩く人のほうが主体になってきて鴨川というのは進んでいくんじゃないかと思うんですけども、その兼ね合いも、ジョギングするところ、歩くところ、ただ座ると、北山とか東山を見ると、ゆっくり憩いの場所として過ごせる鴨川という観点で位置づけるのかですね。

あと、ちょっと表で気になったんですけども、資料に何年から何年と書いてありますけども、資料1のほうに、やっぱり写真のすぐ横に撮影日は入れられたほうがいいように思うんですけども。大体わかるんですけども、何年何月に撮った写真だというのを掲載されている写真の下ぐらいに入れていただくと、よりわかりやすいかなと思うんですけど。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。今いただきました点、以前から問題になっている源流の件と、それから歩く方と、自転車、ジョギングされる方ということの関係です。これに関していろいろな議論があって、今のところは方向性としては、分離をするというアイデアも一時期あったんですけど、分離をすともっと問題が顕在化するだろうと。したがって、分離はしないで相互に共存していく方向で考えたらいんじゃないかということで今のところ動いています。しかし、それで問題がすべて解決できるという話ではないということはおわっているんですけども、そのような議論になっていると思います。

どうぞ。

○田井中（京都府建設交通部理事）

まず、源流域につきましては、京都府鴨川条例というのを持っていてございまして、この中

で源流地域については保全区域を設定して、そういうところでの開発は、一定鴨川に影響のある区域については許可行為もごございます。それは次の鴨川条例の禁止条例等の指導状況の中で少し状況もまたご説明させていただければということで、できる限り上流域のそういうことも目配りをしながらというところでやらさせていただきます。

それから、今座長からもお話ありましたように、歩いている方、自転車の方、ジョギングの方、これにつきましても、七条より上流、少し高水敷が広いようなところにつきましては、今までは園路と芝生とというのをきれいに仕切ってたんですけれども、ベンチなんかを少し緑地の後ろに持つてくることで芝生の中も歩いていただけるような形で、きっちと仕分けをして、ここは自転車の方、ここはジョガー、ここは歩く人というんじゃなくて、皆さんが譲り合ってやっていただけるような余地のあるようなところは少しそういう工夫もさせていただきながら、これからもいろんなご意見を聞いたり、状況をお教えいただきながら、できること、できないこと、いろいろあると思うんですが、よりよくしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○金田座長

実は、私がいただいた進行メモでは14時45分ごろか50分ごろからちょっと休憩をとって、第1回だから皆さんで集合写真を撮ろうという話になっていて、大体7番ぐらいまで終わってるだろうというのが進行メモだったんです。しかし、ちょっと部長は業務のご予定もあるということなので、ちょっとここで休憩をとらせていただいて、集合写真を撮らせていただくということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。現在、私の時計では50分ほどですので、何分ぐらいとりましょう、15分。それじゃ、3時5分から再開することにいたします。写真をちょっと。

#### ○高野（京都府建設交通部河川課参事）

そしたら、今お話ありましたように、ちょっと中庭に出て写真を撮りたいと思いますので、前のほうから中庭に出られますので、よろしく願いいたします。順次中庭のほうにちょっと出ていただくようお願いします。

〔午後 2時 50分 休憩〕

〔午後 3時 05分 再開〕

#### ○金田座長

それでは、再開したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

先ほど、ちょっと急いで中断しましたので、まだご意見あるいはご質問おありの方があつたかもしれないんですが、失礼をいたしました。どうぞ、お願いします。

○松井（成）

済みません、ちょっと時間がないということなのでコンパクトに伺いたいと思います。中州の除去で生じた土砂というんでしょうか、そういうものの処理はどういった場所に行くのかということをお伺いしたいと思います。外来種の話が少しございましたので、そういう外来生物、今の場合でいうとヌートリアなんかがそうだと思うんですが、その生息地を無用に拡大する可能性があるのではないかとということで、そこを1点お伺いしたいと思います。

それから、掘削によってホタルの生息域というところの話があつたんですが、掘削したところがホタルの生息域として比較的資料にはたくさん見られるようになったというふうには私は思ったんですけども、中州の掘削というのはホタルの生息域の拡大に有効であるという理解でいいのでしょうかということをお伺いしたいと思います。

○金田座長

はい、お願いします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

まず、土砂でございますけれども、基本的な考え方といたしましては、できるだけ排出土砂を減らすために、あらかじめ横断形とかをとりまして、深く掘れているところについてはそこへ戻します。それでも土が余っている場合には、京都府の場合は、城陽に山砂利跡地と申しまして山の砂利をとった跡ががぼつと穴ぼこみみたいになっているところがございまして、そこが指定処分地になってございますので、その山砂利の跡地に基本的には全部すべて処分をさせていただいています。皆さん、御存じの方もおられるかもしれませんが、城陽とか宇治田原に山砂利ということで山の砂利をたくさん今までとられてきて、非常に地域的にも防災的にもよくないようなところがございまして、そういうところに、府としては今残土の処分は指定処分地に指定されておまして、そういうところの復元のように土砂を搬入しているというのが主な処分先となつてございます。

それから、ホタルにつきましては、少し広がっているかどうかというよりも、やはり川をいじらせていただくので、どうしてもホタルについては影響が出ているという認識でございます。何年かかけてまた回復できるような形ですけれども、一たん土砂を動かしておりますので、そういう意味ではモニタリングとか専門家のご意見を聞きながらというこ

とで、中州の除去が生息域を攪乱してございますので、そういう影響をできるだけ、どうやったら少しでも少なくできるかみたいなのも含めまして、モニタリングしながら、よりいいやり方があるのかどうかというので、先ほども自主的なのがあって少し避難をできるものはちょっとしていただいたりとかしながら、できるだけ影響を逆に少なくするような努力をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○金田座長

はい、よろしいでしょうか。まだいろいろとご意見はおありだと。

ごめんなさい、どうぞ。何かございましたか。一当たりしたと思ひまして、失礼いたしました。

○石川

済みません。中州の除去に関して10年の計画でされるということなんですが、最初の平成21年の分から考えますともう3年たってますね。現時点で、施工者として、中州の除去というのは有効であったのかどうか、そういう見通しは何かお持ちなんでしょうか。

○金田座長

はい、お願いします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

中州の除去につきましては、1つは流下能力が阻害している部分については流下能力を、いわゆる川の流れる量をふやすというのと。もう一つは、目指しておりましたものが、いわゆる昔鴨川というのは砂利河原という、いわゆる石ころの河原というのが非常に発達していたという文献がございまして、やはり河原というのは一つ生物の生産系でいくと非常にいいものでございますので、少しみお筋が寄ったりはしているんですけども、砂利河原みたいな河原的なところが出てきておりますので、そういう意味では。やはり、そういう砂利河原みたいなのは自然の洪水とかいろんなときに土砂が動いていきます。ところが、土系になると、物すごく固着して、そこが常に移動しなくなって、この前のときでも少しにおいがするとかいろんなことも出たりして、やはりずっと動かないというのは非常によくないので、できるだけ中州もそういう動けるような中州にしていきたいという部分では、若干そういう部分は出てきてるのかなと。ただ、中にはやはりまだ草が繁ってしまって固着する系統に動いているところもございまして、そこは座長も申しましたように、まだこれというやり方を見つけているわけではなくて、試行錯誤しながら、よりよいやり方を

探してみたいというふうに考えてるところです。

以上です。

○金田座長

どうぞ。

○石川

10年というのは非常に長いスパンでして、ここにいるメンバーも10年後は多分だれもいないと思うので、除去をしてみて有効であったかどうかというのは定期的にコメントなり何かまとめて出していきたいというふうに思います。

○金田座長

ありがとうございます。今の、大変重要なご指摘をいただいたと思いますね。まだもちろんすべての最終結論を出せというわけではないんですけど、今までの中間報告のようなものをどの程度でまとめるかということを考えていただいて、それをまとめて、それをまた広く公表していくということがあったほうがよろしいんじゃないかと思いますので、次のときまでに、ちょっと中間まとめをどのくらいでどういうふうにやっていくという案をつくっておいていただいたらと思いますが、いかがでしょうか。それでは、それをお願いすることにしまして。

どうぞ。

○土居

非常に専門的に細分化された議論が続いていると思うんですが、1つ、鴨川について考えなければならない大事な視点として、京都の町の真ん中を緩やかな水量で流れている、その鴨川そのものの精神的な影響力といいますか、例えば安全対策とか生態系とかいろんな問題の中に、そういった精神的な鴨川の与える影響力といいますか、そういったものをぜひ加味していただいて、ご議論いただければなというふうに思います。中州につきましても、なぜ必要なかというようなことをいろんな人が尋ねてくるが多かったんですが、緑のある鴨川という意識が市民も観光客もございますから、鴨川が与える精神的な何か影響力みたいなものもぜひ加味してご議論いただければなというふうに思いました。

○金田座長

大変難しいご発言をいただいたと思うんですが、精神的なところなどということになりますと、人によっていろいろまた感じ方も違いますので、そのあたりは大変難しいところがあって、余り押しつけになったらいけないと思いますので、注意しながらというふうに

なろうかと思いますが、何か。

○田井中（京都府建設交通部理事）

多分、何でやっているというのを府民の方も観光客の方も思われるので、去年もさせていただいたんですが、少し三条～四条とかでさせていただいてるんですが、完成パースを出したり、こういうことを目指してやっていますというわかりやすいPRは、今後ともいろいろ、またご指摘いただきながらさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いできればと思っております。

○金田座長

はい、どうぞ。

○田中

平成24年の河川整備のところへ戻ってみたいんですが、拠点箇所の整備というのがありますが、今年もアユの遡上については試されると思うんですが、アユは遡上したときにはできるだけ上流へ上流へと行きたい性質、特質がありますので、また途中で落差工などで行けなくなってという状況が十分考えられるんですが、この今年の24年の整備については、例えば上流へ上るための魚道の設置の整備については計画はございませんか。

○金田座長

はい、お願いします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

今年についても、前回少し水産課のほうでご報告させていただいたように、四条下流の落差工のところで1カ所と、下の龍門堰で試行的なそういう簡易なやつをやられると聞いておるんですけども。今、河川改修につきましては、下流からどうやっていくかというのも含めて、護岸等の整備はさせていただいてますけれども、特に今のところ、今年魚道をつけるのかという予定はございません。

○金田座長

前にアユの遡上の調査のときに、四条だったか三条だったか、四条でしたかね、調査の結果をお示しいただいたんですが、もうちょっと上のほうでもう少し、もう1つ、2つ、ポイントをつくっていただいたほうが状況の確認のためにもよろしいんじゃないですかね。

○田井中（京都府建設交通部理事）

四条の次が三条になるんですけども、三条大橋のところの落差工がなかなか、そういうのがつくれるかどうか。一番流下能力がないところで、異物が入れられないので、今も

高水敷のところを切り下げて橋を渡させていただいてるような状況でございますので。今のところは三条～四条のところをまず上がってみて、三条が上がるかどうかとかそういうのも含めて、今年そちらのほうで少しまた実験というか試行されると聞いておりますので、今やられている最中でございますし、今年水量的にどうなのかとかいろんなこともございますので、また少しその辺につきましては、この府民会議の中で、一定結果が出たら、去年もご報告させていただいたようにご報告させていただきながら、またご意見をいただければと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

何か。

○田中

天然のアユの遡上を、そういう恵みを生かそうということになれば、できるだけアユの特質を考えていただいて、上流へ遡上できるような川の配慮を、形状をきちっと考えてやっていただきたいというのが意見なので、遡上できない落差工をそのままではこの計画の意義がなくなります。よろしく願いいたします。

○金田座長

いかがでしょうか、ほかに。

そうしましたら、この話は全体的なことでございますし、今後も継続していく話でございますので、とりあえずここで区切らせていただきまして、先に進めたいと思います。

### (3) 平成23年度鴨川条例禁止行為等の指導状況について

○金田座長

(3) 番目の「平成23年度鴨川条例禁止行為等の指導状況について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○木寺（京都土木事務所管理室）

それでは、本事案につきましては、京都土木所管理室、木寺のほうから説明を申し上げます。座って説明をいたします。

まず、巡視の頻度等という項目についてでございますが、鴨川の巡視につきましては、これが鴨川条例が施行されました平成20年度以降に変わりました。自転車の部分を除きまして、京都府警のOBの方6名を採用し、この方々が主に巡視をして対応していただいて

います。バーベキューにかかわりましては、4月から11月の間、平日及び土日にお世話になっています。打ち上げ花火につきましては、これも6月から9月、平日、土日で巡視をしています。なお、バーベキューの巡視の時間帯については平日、祝日ともに10時から18時、打ち上げ花火の巡視につきましては18時から夜が明けました2時30分。この打ち上げ花火につきましては、一応、巡視員と民間から採用しました警備員の2名のペアで行っています。ただ、下の表で後でご説明をいたしますが、指導の経過が比較的順調になっておりますので、24年度からは現在5名の体制で行っています。

続きまして、放置自転車の撤去にかかわりますことですが、これは22年4月より京都市に移管をして、お世話になっています。

鴨川の上流域に設定されております鴨川環境保全区域の巡視、これについては当土木事務所の職員2名が月2回巡視をしています。このことについて、ちょっと前後いたしますが、下の(3)のほうに飛んでまずは説明をいたしますが、鴨川上流域の環境保全区域内行為については、23年度に許可申請されたものはございません。それ以前に許可申請されたものもすべて私どもが完了を確認をしております、それら既存の許可のあるもの、それと鴨川条例以前の箇所、4カ所から5カ所を中心に巡視をしております。こういった中で私どもが非常に目につきますのは、先ほども何点かお話がありましたけども、民間の山林の間伐材、これがやはり切り倒されたまま有効活用されずに山の地肌に残っている状態、これが非常に多く散見されます。こういったことは、別件で私が出向きました鞍馬川の上流域でも散見されます。こういったものが集中豪雨等によりまして1級河川なりに流出して、たまにやはり鴨川の河道上の落差工にとどまっているということも見受けられるという状況にあります。

次、戻りまして(2)番、指導状況というところです。平成20年4月の全面施行後の指導状況というものを下の表に書かせていただいております。左のほうから順次20年度、21年度、22年度、23年度、横はバーベキュー、自動車バイク乗り入れ、打ち上げ花火、放置自転車等。このようになっておりますが、主に20年度の数値と23年度の数値を比較したものの、これを対H20比ということでお示しをしておりますけども、バーベキューにつきましてはおおむね32%ほどに減少しており、打ち上げ花火についてもおおむね30%減少しております。ただ、自動車バイク、特にバイクにつきましては70%台にとどまっているという状況です。放置自転車については、市に移管しておりますので、現在正確なデータは持ち合わせておりません。こういった中で現在こういった特徴が出ているかと申し上げますと、

やはりバーベキューについては、バーベキューの実施される、これは違反箇所といいますが、出町と柘野に該当するわけですが、出町、柘野での違反指導はほとんど実はないような状況になりつつあります。そこに見ていただきますと、禁止区域内の比率が15%、禁止区域外32%ということで、本来は禁止をされていない区域、これは特に鴨川の葵橋と出雲路橋の間の右岸側、つまり葵橋のあたりまでが規制を受けますので、その上流側へ、バーベキューの禁止区域ではありませんが、そこで専らされているということです。続きまして、バイクのことにつきましては、これも現在、西賀茂のトイレのあたり、出雲路橋の右岸側の運動場のあたり、それと御池大橋右岸側のスロープ、こういったところに違反のバイクが駐車される事例が多々散見されます。また、とめておられる方も非常に恒常的になっていまして、これに対する対応が目下の懸案ということで考えております。

最後に、参考といたしまして、一番末尾にホームレスのことを書かせていただいております。例年、ホームレス対策としましては年3回退去指導を行っております。昨年は6月7日、10月7日、12月22日と3回行っております。この結果を踏まえて退去された方が9名、撤去した家屋が4カ所、昨年末の時点で計42名の方が起居されております。そのうち鴨川については38名、高野川については4名。ただ、現在この高野川の4名についても不在じゃないかという情報もいただいておりますので、今調査中という状況です。それら以外についても府の職員が二、三名の体制で常時見守っていると、このような状況でございます。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

いかがでしょうか、何かご質問ご意見ございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

○田中

田中でございます。（3）の鴨川環境保全区域内の行為について、新規の許可件数なし、条例制定前の箇所、既に許可しているなど4から5カ所を中心に巡視中と。上流域の廃棄物問題は多々あるんですが、以前から府のほうにもお願いしていたと思うんですが、鞍馬川との合流地点から上流域には環境保全区域が設定されているんですが、そのちょっと上流の山幸橋という橋があるんですが、その少し上流のところに産業廃棄物の処理がまた行われておりまして、これは廃棄物処理法にも関連しますし、当然この鴨川条例にも関連する、つまり盛り土だとかそういうふうなレベルの問題ではなくて大変な改変の仕方をして

おります。これについては府のほうで口頭で指導されているのか、あるいは何らかの書面で何か申し入れをしておられるのか、そのあたりをちょっとお聞きしたいと。

○金田座長

いかがでしょうか、事務局のほう。

○木寺（京都土木事務所管理室）

それでは、手持ちの資料の中で、お答えできる範囲でお答えをしたいと思います。今申されましたけれども、鴨川上流域につきましては、許可案件や今田中様がおっしゃられた既存施設などを重点に見回っています。そうした中で、保全の関係で、当然一定の高さの盛り土、一定の規模を超える盛り土、こういったものに該当するものがあれば、それは逐次確認をしてヒアリングをさせていただいています。そういった状況にありまして、現在のところ、私どもとしては違反の状況にはないというふうには考えております。

○金田座長

という府のほうの確認の状況だそうですが、どうぞ、何かありましたら。

○田中

条例の中での規制、例えばこういう、ここに今写真はありますが、廃棄物処理場として、あるいは廃棄物処理法も含めて、こういう行為については、せっかく許可制という条例の中にあるわけですから、業者に対して、こういう不法的な産廃処理とか廃棄物の処理をしている場合、明らかに土地の形状を変えたり、盛り土以上のレベルをやっている場合は、許可の申請をさせるべきで、こういうレベルには、この条例の中では問えないのでしょうか。その辺をお聞きしたいのです。

○金田座長

事務局のほう。

○木寺（京都土木事務所管理室）

では、お答えをいたします。産業廃棄物とは言いかねますが、一定の残土等を持ち込んで、これを仮置きをしてすぐに持ち出すというような場合もヒアリングの中では確認をされていますので、そういった行為は、2週間に一度私どもが現地へ出向く中で確認をしながら、恒常的に盛り土の高さが全面に広がっていくようであれば、それは当然条例の対象というふうに考えています。

また、一方、去年はたまたま京都市との情報交換がうまくまいりまして、鴨川上流域に古くから立地しております箇所もあるわけですが、その箇所にも京都市さんと合同

で立ち入りを行い、条例に抵触する箇所のあるなしの確認をして、条例に抵触する箇所はありませんでした。それで、今後こういった行為について条例に抵触するよということを、きつく相手方に言い終えて帰ってきております。

○金田座長

という状況のご説明をいただきましたが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○新川

今の条例規制のお話ですが、現行条例では行政指導しかないというのはそのとおりなんです。もう一方では、例えば土工でいうと1メートルまでであればご自由にやれるということでおやりになる、そういう状態を放置しておいてよいのかというようなことは恐らくあるんだろうと思います。もっと別な言い方をすると、今の条例がざるになってないかという、そういう問題をもう少し考えておく必要があります。そういう観点から少し、これまでの監視、巡視の成果というのを若干反省も含めて、とりまとめて、条例としての規制の仕方に問題があるとなれば、それを考えておく必要があるのではないかというのが1点目。

それから、もう一つは、これはまだきちんと精査したわけではございませんけれども、やはり本川ではなくて支川の上流部等々でさまざまな不法投棄等の行為が見られるということもございます。このあたり、どこまでどういう規制をかけられるのか難しいところがあるのですが、廃掃法ではなくて、こちらの鴨川条例のほうでも、もう少し考えていく余地があるのではないかとというのが2点目でございます。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。条例の範囲内では行政指導に頼らざるを得ないというか、それが基本であるけれども、その行政指導というのが現実等との対応で適当であるかどうかということ、少し整理をしてご検討をしていただく必要があるのではないかとご指摘いただきました。それと、さらに支流の部分における廃棄とか、そういったさまざまな問題について、どういうふうに扱うのかという問題も残っているということですが、これはぜひ一度、ちょっと整理をして、少し資料をできれば提示をして、ご議論をしていただいた上で、それをまた資料も公開するとかいうことも含めて考えたほうがよろしいと思いますので、ちょっとそのあたりの整理を次回ぐらいにでも、これはあんまりいつまで

も待つわけにいきませんので、少し急いでやっていただいたらいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○田井中（京都府建設交通部理事）

後でも少しご相談しますけど、1回目でございますので、これから2年間でどういうご議論をしていただけるのか、この前の2期目のときにいろいろあった中のどういう部分をご議論いただいて、どういう部分をご議論いただいてないのかというのも、一番最後にちょっとお示しをして、アンケートみたいなのとか、ご意向調査もいたしますので、そういうのも踏まえて、少しまたご相談をさせていただければと思いますけれども。

○金田座長

今お話しになりましたのは、実は本日の議題の一番最後の（10）番ですが、今後議論する課題についてという項目が準備してあるんですが、それは資料10に書いてある、表裏ありますが、物すごくたくさんありまして、これは今までにこういうことを議論したらいいのではないかということでご提案をいただいたものの一覧です。そのうちの赤で書いてあるものについては、このテーマについて既に最低1回は議論をしているというものです。したがって、1回議論したから済みというわけではないんですけれども、少なくとも、ご提案をいただきながらまだ議論の俎上には上げていないというものもあります。だんだん時間が経過しておりますので、先に行って恐縮ですが、（10）番の今後議論する課題についてというのに関連いたしまして、資料10のような、これまでに議論したもの、これからまだ議論をしたほうがいいものというリストもあります。このリストも含めまして、新たにメンバーとしてご就任になった方々もおられますので、改めて今後の議論のテーマをご提案いただけないかというのが（10）番のほうの議題でございます。そのための提案用紙の記入例を、番号はついておりませんが、一番最後のほうについております。その記入例というのに、その提案の仕方まで後ろのほうに書いてありますので、ぜひとも本日終わりましたら、ご記入をいただいて、郵送、ファクス、電子メール何でもいいということでございますが、ご提案をいただけたらというふうに思います。それに関しまして、順番に資料の準備ができたものから議論をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ちょっと議事の順番を入れかえまして恐縮ですが、話の出たついでにお願いをしておきたいと思います。

そういうような状況でございますが、（3）番の禁止行為等の指導状況についてというご報告に関連して何かご質問は。はい、どうぞ。

○杉江

今の、この指導状況についてのことでちょっと教えていただきたいのはバーベキューの件ですね。これの禁止区域外でのパーセンテージ、かなり減っております。当初は170あって、今24年では55になっておりますが、現場ではどういう指導で減ってきたかというのは、できればちょっと教えていただいたらありがたいなと思っております。

○金田座長

いかがでしょうか。

○木寺（京都土木事務所管理室）

では、お答えいたします。まず、当然、禁止区域は禁止ですということで3回ご指導を申し上げて、だめな場合には中止命令を課すという行動に伴っておるわけですが、こういった行為が、やはり出町あたりでは年間1回か2回、少なくとも存在いたします。そういったことで「ああ、出町はだめだな、柘野はだめだな」ということが認知されますと、当然その付近、すぐそばに広がってまいります。そうした場合に、まだまだ住民の方々には、鴨川全川がバーベキューの禁止区域だという認識の方が非常に多くおられまして、当然、禁止区域の周辺の方々からたくさんの苦情をいただきます。そうしましたら、その苦情を受けて、実は禁止区域ではありませんが苦情がありますので、要するに炭をおこす前であればそういった点を配慮して「ほかでやっていただけませんか」ということ、もしくは、もう火をおこして焼きかけているものに対しては「こういった苦情が来ております、それをわきまえて行為を続けてください、ただし、ごみはしっかり片づけてほしい」という旨をお伝えするというのがまず現状にあります。こういったこと、今言われますようにパーセンテージが減ったことはうれしいことではあるんですが、その結果としまして、滋賀県の天津方面に大量の方が行かれている現状、それと京都市右京区の桂川にたくさんの方が行かれている現状というのが反面にあるというのも、私どものほうには伝わってまいっております。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

○杉江

大体わかりましたが、実は我々も清掃活動とかいろいろなことをしている状況の中で、禁止区域とそうでない場所というのがなかなか明確に現場ではわかりません。そういう状況の中で、ある程度精通しておられる方の場合やと、このエリアまではええのやけど、

それ以外は構わへんやないかというので、結構我々のほうのメンバーもトラブってるときがあります。それやったらはっきり表示しとくと、全部あかんのやったらあかんて言うてくれたらええのに、ここはええ、ここはあかんとかというので、どうもトラブってるのが多いので。ただ、我々の団体とすれば何も権限もありませんので、もうそれ以上言われたら仕方がないということになりますので、そういった点が、現場では指導員の方がどう対応されてこれだけ減ってきたのかなと思いましたので。今後なければいいんですけども、恐らく現場で理屈をこねる方も結構おられると思うので、後の状況でまたそれなりにいろんなことの対応策も考えていく必要があろうかなと思っております。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。指導にご苦労いただいているということはよくわかります。その結果もあらわれているという点ではありがたいことなんですが、しかし、周囲に影響が及んでいるということになりますと、またなかなか問題も単純ではないので、またいづれ限界があるのかどうなのか、また検討の必要があると思いますが、本日のところはこういう状況だという理解でよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○村島

今のバーベキューの禁止区域、それから許可区域ですか。私が見ておって、これ全面禁止にするということは不可能なんでしょうか。どこがこういう規制をするのか、よくわからないんですけども。といいますのは、今許可されている禁止区域以外のところ、よく桜の咲くころなんかには、若い人たちとか、あと会社の新入社員か何か、40人か50人ぐらいの団体で来られてよくやっておられるんですね。やられて、きちっと片づけられるんだったらいいんですけども、特に土曜日、日曜日の後なんかに行きますと、ごみ箱にブルーシートとか、それからひどいのはコンロですね、それも全く新しい、ああいったものがそのまま捨ててあるんです。それは焼いているときはいい香りしているんですけども、明るる日、2日たちますと非常にひどいですし、特にカラスがそこをあさってしまって、ごみを散らかしてしまうというような、そういう悪影響も出ているのは事実なんですね。ですので、極論かもしれないんですけども、今せっかく鴨川全体が禁止と思われてる方が多いというのであれば、そのまま続けてしまって全面禁止にしてしまうというような方向も考えられないんじゃないかなというように私は思うんですけども、いかがなものですか。

○金田座長

はい、どうぞ。

○田井中（京都府建設交通部理事）

このバーベキュー問題は、府民会議でも何回も議論していただいているところでございまして、全面禁止というご意見もあれば、今少し京都土木も申しましたように結局大津なり今度は桂川のそういうところに人が動いているという部分もありまして、やっぱり認める所と禁止する所とをつくるべきではないかみたいなご意見も出たりして、我々もその辺を見ながら、様子を見ながら、今検討をしているというのが現状でございます。

それから、少しごみのお話が出ましたので、それにつきましてはきょう（9）番で少し、ゴールデンウィークの状況、春の桜のときの状況も、ごみ箱をどうするのかというようなご議論の中で状況報告をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○金田座長

この点は、恐らく状況を見て、またご議論いただく必要があろうかと思えます。ほかにいかがでしょうか。そうしましたら、先に。

ごめんなさい、どうぞ。

○西野

瑣末なことかもしれないんですけども、少し伺いたいのが（1）番の啓発活動ということで、大学あてにチラシを配っていらっしゃるということなんですが、この4大学だけというふうに受けとめてよいのでしょうか。

○金田座長

どうぞ。

○木寺（京都土木事務所管理室）

済みません、私のほうが途中で割愛して飛ばしてしまいましたのでご報告をいたします。

啓発活動と申しますのは、鴨川条例の一枚物のビラ、これを各250部携えまして、新入生歓迎コンパ、花見の直前の時期、そういったチラシを持ちまして、3月の中旬に、そこにお示しをしております京都大学、同志社大学、立命館大学、京都産業大学あてに出向きます。出向いて、学生とやりとりをしていただく学生課の方々と鴨川条例の趣旨をご説明をし、パンフレットを各サークルを中心に配布をしていただくと、そういった趣旨で活動しています。これは、出町地区が専ら京都大学と一部の同志社大学、それと葵から上手に

ずっと上がっていきますと立命館大学、大谷大学、さらに北山以北が主に京都産業大学、こういった大学の学生さんたちの利用度が高いということがありまして、こういった大学にチラシをお配りすることで違反行為を未然に防ぎたいということで行っている行為です。

○金田座長

はい。

○西野

なぜお尋ねしたのかと申しますと、先ほどのバーベキューの件もそうですが、マナー向上だとかを考えると、恐らく啓発活動という形で大学生レベルにまで周知するというのは今後のことも含めて有効なんだと思うんですが、流域の大学だけというふうに考えると、例えば四条～三条間の河原であるとか、あのあたりはほかの大学の利用というのも恐らく考えられるかと思しますので、250部というのが多いのか少ないのか、私のほうではちょっとよくわかりませんが、もう少し広げて啓発活動をなさるのもどうなのかなということで質問させていただきました。

○金田座長

はい、ありがとうございます。恐らく人手の点その他で、とりあえずこういうことにされたんだと思いますが、何かご発言ございましたら。

○木寺（京都土木事務所管理室）

私がチラシを持参しますと、どこの大学も「少ないですね」と皆さんそうおっしゃいます。これは予算の点もあろうかと思いますが、確かに多ければ多いほどいいのかなというのと、チラシの配布時期を、できましたら3月の初旬にしてくれというのが京都大学のご意見でした。さらに、学生たちの違反行為を目にしたらすぐに連絡をくださいというご意見をいただきましたのが、立命館大学と京都産業大学といった状況にあります。

○金田座長

はい、ありがとうございます。これは今のように予算や労力の点で大変な面もあると思いますが、引き続き、どうぞよろしく願いをいたします。ほかには、よろしいですか。

それでは、先を急ぐようで恐縮ですが、急がないといけないという理由はただ単に時間だけのものですが、4時半をめぐると勝手に思っておりまして、恐縮です。

#### （４）鴨川緑地・鴨川公園の区域拡大について

○金田座長

それでは、（４）番に入らせていただきます。「鴨川緑地・鴨川公園の区域拡大につい

て」です。ご説明をお願いします。

○大井（京都府建設交通部都市計画課）

都市計画課公園担当の大井と申します。鴨川緑地の都市計画決定と鴨川公園の区域拡大について、ご報告させていただきます。座らせていただきます。

資料4をごらんください。まず、都市計画変更についてでございます。今回都市計画変更いたしました内容は、図面で描かせていただいておりますが、赤色でお示ししております、これまで都市緑地として都市計画決定させていませんでした五条大橋から竹田橋までの区間と、拠点箇所としての整備を行っていきます堀川合流部、それから西高瀬川の合流部の一部、合計約38.4haを鴨川緑地として追加しますとともに、緑色で書かせていただいておりますが、これまで鴨川下流緑地として決定していました竹田橋から京川橋までの区間、面積24.1haを廃止しまして、鴨川緑地の区域として新たに追加したものでございます。これまでから都市計画決定されておりました青色で示しております鴨川緑地と、赤色で示しております追加区域と合わせまして、面積として163.6haの区域となりまして、河川の良い自然環境の保全と多くの方が利用し楽しむことができる公共空間としまして、水と緑のネットワークを強化していくものでございます。これにつきましては、昨年度末の京都市都市計画審議会での承認を経まして、5月9日付で京都市の告示がされました。

次に、裏面のほうをごらんいただきたいと思っております。府立鴨川公園の区域拡大についてでございます。鴨川公園につきましては、昭和26年に公園として指定しまして、それ以来広く府民の方に親しまれている公園でございます。公園としての整備が完了した区域につきまして、順次供用を開始してきております。今回は、平成22年度及び23年度に整備の完了しました御池大橋下流から三条大橋と四条大橋までの中間地点あたりまでの、延長にしまして約425m、面積にしまして0.54haを、公園区域として追加・拡大するものでございます。公園区域に追加することによりまして、これまでは河川法、それから鴨川条例に基づく管理でございましたけれども、それに加えまして都市公園法、それから京都府立都市公園条例に基づく管理となりまして、これまで以上に良好な河川環境、それから公共空間として適正に管理していきたいというふうに考えているところでございます。手続としましては、現在京都府の公報に告示する旨の手続を進めておりまして、6月5日付の京都府告示予定というふうになっているところでございます。

以上、報告でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。こういう拡大の方向につきましては、既に以前にご説明いただいているわけですが、今回正式に都市計画決定とか公園の拡大の京都府の告示の運びになるということのご説明でございます。何か、ご質問ございますでしょうか。

(5) 鴨川等のオオサンショウウオ調査の結果について

○金田座長

それでは、先に進ませていただきます。(5)番でございます。「鴨川等のオオサンショウウオ調査の結果について」でございます。説明をお願いします。

○石田(京都府教育委員会指導部文化財保護課)

文化財保護課の記念物担当のインダでございます。ご報告申し上げます。

昨今、特別天然記念物オオサンショウウオと、それから外来種でありますチュウゴクオオサンショウウオが、鴨川及びその周辺の河川で混在しているという状況が専門家の方から指摘されております。それを受けまして、京都市の文化市民局文化財保護課が主体となって、23年度から平成28年度まで6年計画で、天然記念物と、外来種であるチュウゴクオオサンショウウオの混在状態を調査するというので、昨年度、初年度目の調査をいたしました結果でございます。その結果が、表の数値が出ております。

専門家の方から指摘もございましたのは、やはり鴨川のさらに上流部で相当外来種が入っているのではないかという調査が学術的になされておりました。初年度に当たりましては、そこを中心に調査いたしました結果、その表にございますように賀茂川の部分に限って見ていただきますと、捕獲されました個体が81個体、その中で在来種、日本の天然記念物とされているオオサンショウウオは2個体、それからチュウゴクサンショウウオと遺伝的に判別できた個体が6個体、そして真ん中に57という数字がございますけれども、これは日本の在来種と外来種が交雑して生まれてきた個体であろうということになっております。これはまさに学術的な調査で先生方が指摘された、外来種、それからその交雑が進んでいるのではないかという指摘が、この1年度目では確認できたということが1つ結果でございます。それから推測いたしますところ、当然その周辺の河川でも同じような状況が起こっているのではないかということが考えられます。

それで、やはり調査能力ですとか期間に限定がありますので、23年度の場合はできる限りほかの調査区域も調べた結果がその次、さらに3項目、鞍馬川、高野川、これらは賀茂川と合わせて鴨川水系でございます。そこで90個体、総計で調べておりますけれども、鴨川の近く、上流部に関しましては、81個体を調査しました賀茂川と同じような形で交雑個

体が比較的多く見られているということで、裏の図上で示しております鴨川の流域図、黄色く示しておりますけれども、その北半分の地域におきましては、学術調査でも指摘されているような、外来種と混在しながら交雑が進行しているという状況があるということが、まずほぼ確認されつつある状況でございます。

一転しまして、表の表に移らせていただきますが、いわゆる桂川水系でも、わずかながら調査をいたしました。桂川水系では上桂川、これは花脊地区でございますが、ここで15個体。それから、清滝川、これは清滝地域でございますが、ここで9個体。それから、久我橋下流で11個体。それらの地点は、また後ろの図でござんいただきますと、主にピンク色の流域で示しました桂川水系のところで、一番上に楕円形のゾーンで示しております、これが上桂川上流部の地域。それから、真ん中で円形の丸で示してあります、赤い丸で示してありますのが清滝。そして、一番南のほうの鴨川と桂川、黄色いゾーンと桂川が接しているところに赤丸で示してありますものが表の表の久我橋下流でございます。この点で、わずかではあります調査いたしましたところ、ある程度二分した傾向が出ました。上流の花脊地区では、15個体調べたうちの12個体が交雑種であるという状況が出ました。反面、南のほうの半分、清滝川あるいは久我橋下流のほうですと、交雑種及び外来種がないという状況が出ております。

これは、チュウゴクサンショウウオがいるかないかということは、当然自然の分布ではございませんので、人為的に移入されてきたものが拠点拠点で繁殖している、あるいは交雑しているという状況が起こっておりますので、それを賀茂川の上流部では行政調査によっても確認いたしましたという状況でございます。それから、さらに水系が違う上桂川の地域でも、そういう人為的な移入が起こってきて、今後、鴨川上流部と同じような混在状態が確認されるであろうという想像もつきますので、下のほうの結果説明に既に及んでいるわけですが、今後さらに周辺部の水域でもどのような混在状態にあるかということ、さらに5年間の調査で確認しながら、どういう形が天然記念物の保護に最もよい対策となるかということ、これから2年度、3年度に向かいまして、調査をしながら検討していくという状況になっております。

以上でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。何かご質問はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○中村

話題がそれるかもしれませんが、文化財保護課の方に教えていただきたいことがあります。オオサンショウウオについて、10年くらい前かな、国交省が桂川で調査したときに同行したことがあります。わりと頻繁にオオサンショウウオが確認されるようになってきているんですが、私たちは在来種とか交雑種なんて全くわかりませんよね。（削除）何か大変なもんやという意識は市民の方にもあるみたいで、保護された場合、それをどこへ持っていかれるかと言うと警察なんですよね。警察から（削除）「これ、どないするんですか」と言われ、まさか松井先生のおうちを紹介するわけにもいきませんし。そういう場合どうしたらいいかということと、また、警察ではその後どうされるんでしょうね。まず、対応方法を教えてください。

○石田（京都府教育委員会指導部文化財保護課）

申し上げます。まず一番基本的に我々もお願いしているのは、京都市もしくは京都府の文化財保護課に直接ご通報いただくのが一番結構でございます。この件に関しましては、警察のほうにも、府警本部を通じまして連絡が入りましたら、市もしくは府の文化財保護課へ通報していただくということで、警察のほうにはそういうお願いしております。警察のほうも、そういう形でご連絡が入りましたら、すぐに市ないし府のほうに連絡がまいることになっております。窓口は警察がやはり一番、派出所なんかもあってやりやすいと思いますが、ここで申し上げるとしましたら市及び府の文化財保護課へご連絡いただくということが。

○中村

得てして土日が多いんですね。しかも派出所の方とか、結局、地域のお巡りさんになりますから、そういう方に文化財保護課と言っても、今、どうすべきなのか、死なせたら大変なことになりそうな生き物、ということはわかってらっしゃるようで・・・。

○石田（京都府教育委員会指導部文化財保護課）

その件も、土日の場合はいわゆる守衛室、今は警備室と言っておりますが、そこが府の代表番号で電話を受けられますので、そこへ電話していただきますと、おっしゃるようにまさに土日なので我々の担当者の家に、もしくは携帯電話に、そこから3人ないし4人の人間に、それぞれ順位がついて連絡が入ることになっておりますので、休みの日でも府でしたら代表番号へ連絡して、これこれこういうことであるということ言っていたら、文化財保護課の3人ないし4人の人間、だれかに連絡がつきます。それで、その

人間が現場に行くということが原則と、動くようになっております。

○金田座長

はい、どうぞ。

○杉江

今このサンショウウオの件なんですけども、私の知っている情報では、たしか外来関係については、もしとった場合、たしか兵庫県のどこかの研究所に全部集約していると聞いておるんですけども。それと、今現在ここまでわかっているのであれば、今後また交雑種の分がどんどんふえてきますので、これ平成23年度から28年度までの調査の予定年次になってますけども、ほっといたらどんどんふえますので、今現在ちゃんと判明してる分については、どんどんそういった研究所のほうに持っていくような形をとればいいん違いませうかね。そういった点、ちょっとよろしくお願いします。

○石田（京都府教育委員会指導部文化財保護課）

まさにご指摘のとおりでございます。兵庫県の自然保護協会といいますか、そのところで、兵庫県の朝来市に相当大きないけすを持っておりまして、工事などで出ましたときのサンショウウオも預かった経験があるところへ収容しております。それで、特にこの賀茂川で出ました81個体、あるいは鞍馬、高野川の交雑、それから上桂川でもそうですけれども、これらは現水域には戻さないで、いけすのほうに収容して、一時飼育を続けているところがございます。

○金田座長

はい、どうぞ。

○田中

国の特別天然記念物なんですけど、このハイブリッドになってるのも、もちろんこれは特別天然記念物と言えるのでしょうか。

○石田（京都府教育委員会指導部文化財保護課）

それが、生物学的に言いますと、今、国の見解は純粋な在来種のみを天然記念物とするという見解になっております。

○田中

ということになりますと、これは一般的に市民が捕獲しても罪にはならないと。

○石田（京都府教育委員会指導部文化財保護課）

結果的に、確実に外来種、交雑種であるということがわかっておりましたら問題はない

という言い方になります。普通の方が見ましても、在来種であるか、交雑種であるか、外来種であるかということは普通わかりませんので、何か捕獲される方に関しましては、あらかじめ、やはり手続をとっていただくべきだというふうに申し上げております。

○田中

ということは、今これ調査していただいている方は皆さん、そういう免許か許可を持っておられる方が調査しておられるということですよね。

○石田（京都府教育委員会指導部文化財保護課）

さようでございます。文化庁の許可をとって、京都市も調査に当たっております。

○田中

はい、わかりました。

○金田座長

ほかに、ご質問などないでしょうか。

○松井（恒）

在来種が25匹という数字が出てますけれども、在来種を守るという形で、交配種をのけるというだけじゃなくて、在来種がこれだけ少なくなってるんですから、この鴨川水系だけでも4匹しかいないということですから、これをどうして守ってふやしていくかというか、そういう方向もちょっと積極的にされたらいいかなと思うんですけど。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

○石田（京都府教育委員会指導部文化財保護課）

ある意味で、ご指摘のとおりでございます。もちろん、そういう方向には進むんですが、實際上、今のこのある局地的な鴨川の状況の中で、どういう形で在来種を純粋な形で繁殖させていくか、あるいはふやしていくかということは、なかなか自然状態では難しい状態でありますので、それをやはり考えながら調査をしながら。1つの方法としては、例えば、鴨川でとれました在来種に関しましては、状況が好転するまで、これも人工的な環境の中で飼いながら繁殖させていくという方法も1つであると考えられますけれども。そこら辺のところは、まだここ数年の検討を経ながら、どういうものが一番妥当なのか、あるいは近傍のところの外来種、交雑種がないところへ持って行って一定の区画で一定の時期に飼うかとか、そういう幾つかの選択肢がございますので、そのあたりは調査をしながら、専門家の先生にもご意見を賜りながら方向づけをしていきたいと、かように

考えております。

○金田座長

という状況だそうです。

はい、どうぞ。

○杉江

ちなみに、ちょっと聞きたいんですが、先だってオープンした塩小路のほうの公園の中に水族館ができましたね。その中で、鴨川からのサンショウウオということ、あれは外来種なんですか。

○石田（京都府教育委員会指導部文化財保護課）

あちらは外来種と、それから在来種も預かっていただいております。

○杉江

わかりました。

○金田座長

オオサンショウウオは私もあんまりなじみがないのでよくわからないんですが、と調査が引き続き必要だというふうにご報告いただいておりますので、そこはお願いをいたしまして、この話題はここまでにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### （6）京の七夕について

○金田座長

そういたしましたら、次、「京の七夕について」というのが議事の（6）番目でございます。説明をお願いいたします。

○上田（京都府商工労働観光部観光課）

それでは、京都府の観光課の上田と申します。京の七夕事業についてご説明させていただきます。

この事業の趣旨でございますが、まず資料6の概要ですが、今回3回目となることで、京都の新たな夏の風物詩としてさらに定着をさせるべく、伝統ある京都の魅力を最大限に引き出すということで、年に一度願いを込めてということテーマに、京都ならではの七夕として全国に発信するという構成でさせていただいております。開催期間は8月4日（土曜日）から8月13日（月曜日）の10日間ということで、点灯時間は午後7時から9時30分の予定としております。今年度の事業の計画案でございますが、現在ちょっと事務的にいろいろと詰めておりまして、実行委員会や、その幹事会、委員様を通して、最終的に

はまとめてまいりたいと考えております。したがって、今回は現在の時点での案ということで概要を説明させていただきます。

まず、この京の七夕事業でございますが、大きく分けて2つの会場になります。1つは二条城を含む堀川会場ということで、こちらは主に京都市さんが担当されておまして、もう一方が鴨川会場でございます。御池大橋から四条大橋の間ということで、京都府が担当をさせていただいております。この鴨川会場のほうにつきましては、鴨川の河川敷を使用させていただくということで、河川管理者、各関係機関の皆様方、いろいろなご協力をいただいで実施させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。鴨川会場の内容としましては、鴨川周辺を竹と灯りにより飾りまして皆さんに散策していただくということで、最初の8月4日（土曜日）と5日（日曜日）につきましては、鴨川を美しくする会さんのほうが主催されております鴨川納涼について、京都府も一緒にやらせていただくという形で展開をさせていただく予定でございます。

参考に、お配りしております冊子のものをお開きいただけたらと思うんですけども、9ページですが、昨年度の事業報告書ですが、今年度の鴨川会場の事業計画について、それをベースに説明をさせていただきたいと思ひます。まず、9ページの一番上の風鈴灯です。これはポスター、チラシにも必ず使わせていただいております、この事業のシンボリックなものとなっております。鴨川の雰囲気大事にしてということで、伝統的な工芸であります竹細工を使って、竹を編んで風鈴灯というものをつくります。この中に風鈴をつるしまして、電池式のLEDで、その灯りで幻想的に川べりを照らすということをしします。鴨川べりの三条と御池の間に置かせていただきますので、その散策の際にはまた情緒を楽しんでいただけるということでございます。

次に、鴨川光の演出ですが、今年は右岸側と同様に左岸側も、両岸に七夕飾りを行うということで、これは三条から四条間なんですけれども。竹笹飾りと、御池と三条の間にも対岸側に風鈴灯の雰囲気にマッチするという形で、淡い光で光を彩るというふうなものを考えているところでございます。また、会場各地等に願ひ事コーナーを設置します。

次のページでございますが、竹と灯りの散策路についてでございますが、光のオブジェはみそそぎ川の中に竹と光で幻想的な雰囲気を演出するもので、また鴨川の七夕飾りは鴨川右岸の三条から四条の間に笹飾りでLEDの小さなランプをともして、光る笹飾りという形で皆様に楽しんでいただくことにしております。ステージ展示につきましては、冷泉家さんに伝わる伝統的な七夕行事である乞巧奠をイメージしたもので飾らせていただき、

今年度も、3回目ですので前の2回の実施内容をベースに、新たにアレンジした形で展開させていただく予定としております。

さらに、鴨川べりに隣接しております先斗町歌舞練場のほうで、京の七夕舞子茶屋ということで、当該実行委員会様に取り組んでいただいているところでございます。それが次のページ、11ページの一番上です。また、鴨川納涼のときにも実施されますが、友禅流しの実演を、今年の実施については現在調整中でございますが、鴨川納涼の期間中には実演をされるということでお聞きしております。次に掲載させていただいているのが鴨川納涼でございます。鴨川を美しくする会さんのほうで実施をされているところで、今年は京の七夕の期間の最初の2日間、8月4日（土曜日）と5日（日曜日）で実施されます。

次の12ページでございますが、こちらのほうは鴨川納涼床、七夕大笹飾りということで、京都鴨川納涼床協同組合さんが今年度も床を七夕飾りで装飾する形で予定されておられまして、京の七夕事業の協賛事業ということで実施、ご協力いただいているところでございます。次に、鴨川美化活動ですが、これも鴨川を美しくする会さんのご協力を全面的にいただきまして、美化活動ということで清掃活動をさせていただいております。今年度も同じように実施させていただきたいと思っております。また下のほうで、八坂神社さんにおいて、八坂神社さんの七夕のときに冷泉貴実子先生の講演会や、七夕夕涼みコンサートと題してアーティストによるミニコンサートを開催させていただく予定としております。また、昨年からは和装来場者へのプレゼントとして、和装で来場の女性の方に先着でプレゼントをするなど、今年も京都らしい和装振興としての、そういう取り組みもできたらと考えております。また、堀川会場と鴨川会場をめぐるスタンプラリーも今年度も実施予定ということでございます。

次、13ページでございますが、全体の協賛事業といたしまして、府内の寺院様や神社様のご協力で夜間の特別拝観等を実施したり、それから府の北部から南部のほうまで七夕関連イベントということで商店街さんの事業などと連携したり、今年はより広域的に七夕イベントを開催するというので、府域全体で京の七夕を盛り上げていきたいと思っております。また、この事業の実施に当たりましては、環境に配慮した取り組みということで放置竹林の整備を行っておりますし、またできるだけグリーン電力を使用するというので環境にも配慮させていただいているところでございます。

最後に、安全対策でございますが、昨年は天候に恵まれて全日予定どおり開催をさせていただいたということですが、一昨年は台風が2度ほど近づいて、また急な雨で急遽中止

ということで、2日ほど中止になったということですが、このような場合は、速やかに構造物等危険になるものについては撤去したり、ガードマンを張りつけて河川敷内に入らないよう注意喚起をして、パトロールをするという形をとりまして、大きな事故なく無事に終了させていただくことができているので、今年も自然災害の備えを十分に行った上で事業実施を図りたいと考えております。

以上、報告でございました。

○金田座長

はい、ありがとうございます。既に2回実施していただきまして、いろいろご注意いただいていることも含めて、お進めいただいているのだと思います。今回3回目でございますが、もし今ぜひこういうことは注意すべきだというような点がございましたら。そういったしましたら、内容につきましてはまたパンフレット等をごらんいただきたいと思います。

実は、(9)番に準備している議題についてちょっとご意見をいただきたいものですから、急ぎたいと思います。

#### (7) 水難事故防止対策について

○金田座長

(7)番の「水難事故防止対策について」というのがございますが、ちょっと簡単に説明をお願いいたします。

○高野（京都府建設交通部河川課参事）

河川課の高野です。それでは、手短かに説明させていただきます。

水難事故防止対策につきましては、例年、点検とか啓発に取り組んでいるところでございますけれども、今年度も取り組んでまいりたいと考えています。まず、河川の点検ですけれども、特に利用者の多い親水施設を優先して安全点検を実施しているところです。それから、啓発につきましては、小学生それから中学生に対する啓発なり注意喚起、指導につきましては取り組んでいるところでございます。特に、中学生につきましては、昨年、鴨川の下流で中学生がおぼれる事故がございましたので、昨年からは強化に努めているところです。

それから、ちょっと裏面のほう見ていただきたいんですけども、京都府におきましては河川防災情報の提供ということで、下のほうにございます地デジを使ったり、インターネット、携帯電話等で河川防災カメラ映像の映像とか雨量水位情報等、そういうのをリアルタイムでお伝えして水難事故の防止に役立てていただいているという状況でございます。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。これは大変重要なことですが、ぜひお進めいただくようお願いいたしますが、ぜひともこういうことを注意してほしいというのがございましたら。

○奥野

NHK京都放送局でございますが、府のほうのご協力をいただきまして、こういう形で地上デジタル放送でやっておりますが、京都放送局のホームページでも河川水位情報は出させていただいておりますので、そちらのほうもぜひご利用いただけたらということと。ちょうど出水期を控えておりますので、本日から地上デジタル放送の河川水位のボタンをトップ画面のほうに、きょうから出しておりますので、またぜひごらんいただければというふうに思います。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。大変重要な情報を広く早く共有していただくというのは大事だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### (8) 鴨川四季の日について

○金田座長

先を急いで恐縮ですが、(8)番の「鴨川四季の日について」につきましても、ちょっと簡単にご説明をお願いいたします。

○高野（京都府建設交通部河川課参事）

それでは、資料8の鴨川四季の日の実施についてということで。まず、表の面ですが、春に実施しました概要について掲載しております。上から、ホームページ等による情報発信、真ん中へ行きまして府庁展示コーナーでの展示、それから鴨川茶店等のブースにも出展して啓発に努めたところでございます。

裏面のほうをごらんいただきたいと思います。裏面は、鴨川四季の日～夏～の取り組み予定について書いております。夏につきましては8月4日から13日までを期間としまして、ここに書いていますような納涼床でありますとか、祇園祭関係、それから鴨川納涼、先ほど紹介がありました京の七夕等、そういったものの紹介を、下にございますようなホームページなり、それから鴨川納涼のブース、展示コーナー、府民だより、ラジオ等を活用し

まして発信していきたいというふうに考えてございます。

説明は以上です。

○金田座長

それでは、こちらもどうぞよろしく願いいたします。

(9) 鴨川の生態系保全に係る問題について

鴨川公園におけるゴミ箱の改善方策について

○金田座長

先を急いで恐縮ですが、ぜひご意見をいただきたいのは(9)番の「鴨川の生態系保全に係る問題について」ということですが、要するにごみ箱の問題でございます。まず説明をお願いいたします。

○大井(京都府建設交通部都市計画課)

都市計画課公園担当の大井と申します。先ほどの説明に引き続きまして、説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料9をごらんください。鴨川のごみ箱の課題につきまして、前回までの議論の中で提案させていただきました試行調査について、現在までの中間報告というような形で説明させていただきたいというふうに思います。まず最初に、今回メンバーの方も変わられていることでもありますので、これまでの鴨川府民会議で出されました主な意見として、そこに書かせていただいております。丸の上4つが第16回、前々回で出た意見、下の4つが前回の第17回で出た意見でございます。1つずつの説明は省略させていただきますが、ごみ箱そのものをなくしていくべきだ、あるいは大きさであるとか、ふたの形状とかをしっかりと検討した上で存置していくべきだというような、さまざまなご意見をいただいているところでございます。このようなさまざまなご意見をいただく中で、我々としましても試行的に調査していくということにしておりまして、ごみの量、それから種類、あるいは時期的な特徴でありますとか場所的な特徴、そういったものの実態を調査しているところでございます。前回の府民会議以降これまで、この4月、5月でございますけれども、そこで実施してきました実態調査と、そこで見えてきました問題点につきまして報告させていただいておりますのが3番目の囲いの下でございます。

まず、今回調査しましたのは、人出が多くありました花見のシーズン、それからちょうどこの時期ゴールデンウィークを挟みましたので、休日のごみ調査ということで実施しております。実施しました箇所は、1枚めくっていただいて左側の図面ですけども、出雲路

橋から下流、高野川の合流点付近、やはりこの付近が人出が多くあるということで、その箇所を中心に調査いたしました。現場の状況としましては、その次のページに写真を添付させていただいております。左側のページが花見シーズンの実態調査ということです。右側のページがゴールデンウィークの前半でございますけれども、ゴールデンウィークに入る前、ゴールデンウィーク期間中、それからゴールデンウィーク後ということで、3段に分けて写真を添付させていただいております。そこでも、写真を見ていただいたらわかるかと思いますが、非常に大量のごみが出ております。ごみ箱に入りきらないために、そのごみ箱の周辺に置いていかれるというような状況、さらには左側のページの3段目の写真のように、明らかに鳥に散らかされたといったような状況も確認することができております。問題点としましては、やはりごみ箱の設置箇所がごみの集積地化しているというような状況、それから左側のページの写真ですけれども、2段目の左の写真なんですが、その上に少しブルーシートが見えているかというふうに思いますけれども、そのようにブルーシートを設置して花見の場所とりのような行為であったりとかというものもうかがえました。また、右側の写真、その右側ですけれども、これはごみ箱の場所ではないんですが、先ほども少し話題に出ておりましたけれども、バーベキューに使用した機材、用具を、そのまま放置して帰られるという利用者のマナーの問題などがあるのかなというふうに考えているところでございます。

また、別の調査としまして、鴨川と住宅地が非常に隣接しているようなところとしまして、鴨川の通学橋から北山大橋の区間につきまして家庭ごみの持ち込みの調査というものを行いました。調査区間につきましては、この区間に19個のごみ箱が設置されているのが現状でございます。実態としましては、そのうち2カ所のごみ箱で非常に家庭ごみの混入が顕著でございました。最後のページでございますけれども、その2カ所のごみ箱の状況の写真を添付しております。写真の左側に書いています数字でございますけれども、ごみ箱満杯になった状態を1としまして、その中に入っているごみの状況を、目分量でございますけれども数字として記載させていただいている、割合を記載させていただいているものでございます。問題点としましては、やはり家庭ごみの混入が顕著であったごみ箱につきましては、公園の出入り口、いわゆる河川の公園でございますので、堤防からおりていく階段のすぐ横に置かれているごみ箱にこういった状況が確認されましたので、そういった非常に出入りしやすいところに設置されている、場所の問題というのも1つ問題というのか、問題点として明らかになってきたのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございますけれども、現在のごみ箱の設置状況としまして、資料9の3ページ目に当たります鴨川の図面をつけておりますけれども、右側の図面でございますけれども、それぞれの橋と橋の間に幾つのごみ箱が現在設置されているかというものを示した資料を添付させていただいております。

簡単ではございますが、以上、中間的な報告としてさせていただきます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。貴重なデータを集めていただく大変な作業だと思います。申しわけございません、時間が予定より既に過ぎているんですが、問題の大きい状況であるということは、どなたもすぐご確認いただけたらと思いますが、取り急ぎ、この改善に結びつく方向のご議論がいただければありがたいと思います。時間がなくて恐縮ですが、既にご指摘いただきましたように、ごみ箱を設置する場所、それからごみ箱の構造、それからマナーの問題とか、いろんな形の問題は認識していただいているわけですが、いかがでしょうか。これは何とかしないといけないわけですが、ご意見があればありがたいと思います。

○杉江

鴨川を美しくする会はいつも清掃活動をやっているわけですが、今度の日曜日の3日も五条から丸太町間を清掃するわけですが、毎年秋に合同クリーンハイクというのを1500人程度でやっております。そのときも、一時は結構あって大分減りましたが、また最近ふえてきたなど。3tから3t半ぐらいとか。だから、このごみ箱の問題も、あるから捨てるということになるので、これだけの数あって、これだけの予算を投入して、基本的に持ち込むのが一番悪いわけですが、一度テストケースで一切全部撤去するのもどうかと思ったりしております。というのは、以前に我々、この春の鴨川茶店の場合、会場付近についてはもう一切ごみ箱を置いてくれるなど、会のほうとしては分別収集をするということを実施しました。ただし、北山付近に1カ所と北大路付近には1カ所ということで。その以前には、実は半木の道のところに置いたら、もう1時間もたたんうちに満杯で周りに散乱するという状況で、思い切って全部撤去、ごみ箱をなくしたわけです。そうすると、意外とほかしません。ただし、ごみ箱があるところはすぐにいっぱいになります。ですから、1回、これも調査ということで、月によって、すべてのごみ箱を撤去するのも1つの方法で、実験して。あと状況によって観光地、いわゆる観光客が来る場所においては全くなしというわけにもいかん場合もあると思います。それについては、また状況

によっては、今のカラスとかトビとかのごみを散乱さす原因もあるので、以前も述べたように、ふたがうまくできるようなものを考えたりして、一度状況によってはごみ箱を一たん、かなり京都土木さんのほうでは手間やと思いますけれども、撤去して、テストケースとして、それでどれだけのごみが散乱するかとかいうのも、調べるのも1つの方法かなと思ったりもしております。

○金田座長

はい、ありがとうございます。実験的に撤去してみるというのが効果的なんじゃないかというご提案ですが、ぜひご検討ください。

ほかに何か。はい、どうぞ。手短に、恐れ入りますが、お願いいたします。

○高橋

以前にも申し上げましたように、私、週に数回鴨川の付近をトレーニングで走っているわけなんですけども、そこでごみを収集してる作業員の方にたまたま出会ったことが何度かあります。で、実態を聞いてみたんです。実際に、ごみの状況はどうかと、年間通じてどうなんだろうねということ聞きますと、やっぱりお花見の時期、それとゴールデンウィークの時期は確かに大変やと。でも、それ以外はそんなこともないという。これ、3グループぐらいに聞いたんですけども、そんな話でした。

この写真だけを見ると非常に大変な状況やという印象を受けますけれど、これ非常な短期間のことですので、短期間に、例えば花見の時期、ゴールデンウィークの時期、京都にたくさん観光客が来られるときに、その受け皿として、きちんと、ある程度のごみ箱というのは、私は必要ではないかなという気がしているんです。といいますのは、ごみ箱をなくしたところで河川の清掃は絶対に必要ですから、それと同時期に、ある程度のメンテナンスということはあってもいいんじゃないかなという気がしてます。確かにマナーの問題であるとか、私もブルーシートであるとかバーベキューの跡が中州に放置されているのを見たこともありますけれども、年間通じてどれぐらいの頻度でそういうことが行われて、じゃどうなのかということ定点調査をされて、その後で、じゃこの期間にこういうテストをしてみよう、この期間にこういうテストをしてみようというふうに考えられたほうがいいのではないかと。繰り返しますが、やっぱりこの写真だけ見ると、鴨川を利用する市民あるいは観光客のマナーが非常に悪いという印象を受けますけれども、通常はこんな状態ではないというふうな事実もありますので、その辺も含めて、いろいろご検討されたいかがかと思えます。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ただいまの意見も、いろんな可能性を検討するというところでございますので、こういった期間限定であってもこういう事実もあるんだろうと思いますが、少し実験的なやり方も含めまして、どういった方法が考えられ、それをどういうふうにやってみたらいいのかということについて、ちょっと考えをまとめていただいけませんでしょうか。そして、そのときには同時に広報活動も随分重要になると思いますので、それも視野に入れてお願いしたいと思います。この件は本日だけで片づく意見でございませし、引き続きまたご意見を承るときもあろうかと思ひます。

既に3時間を超える長時間になっておりますので、いろんなご意見はあろうかと思ひますが、本日はここで終わりじゃなくて中断のような形になって恐縮ですが、おさめさせていただきますたいと思ひます。既に、(10)番に関して、今後の議題についてご提案をぜひいただきたいということは既にお願ひいたしましたので、それはぜひともどうぞよろしくお願ひいたします。どうも、本日は長々と長時間にわたりましてありがとうございました。

○田井中（京都府建設交通部理事）

では、金田先生、ありがとうございました。

大変長時間にわたりまして、ありがとうございました。これをもちまして本日の予定は終了いたしました。次の日程でございますけれども、今年の8月か9月ごろ、次回第19回を予定してございます。事務局で調整の上、改めてご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、これをもちまして18回の鴨川府民会議、解散とさせていただきます。長時間どうもありがとうございました。